

# 留学 の 手引

～海外留学を目指す人のために～

2015年度

 大谷大学／大谷大学短期大学部

# はじめに

## 留学の手引について

「留学の手引 ～海外留学を目指す人のために～」では、本学在学中に海外への留学を実現させるために必要な情報をまとめています。

留学を実現するためには、みなさんの努力と十分な準備期間が必要です。この手引をよく読んで、海外への留学のために考えておくべきことや必要な手順の流れについて知りましょう。そして、あなたがイメージする理想の留学実現に向けて、あなたの留学プランを作ってください。

さあ、留学に向けて、一歩を踏み出しましょう。

※この「留学の手引 ～海外留学を目指す人のために～」は、学生向け情報提供システムで閲覧することもできます。

# 目次

はじめに

1. GLOBAL SQUARE .....	1
2. 留学計画の前に .....	4
3. 情報収集 ～知っておこう留学する国・大学のこと～ .....	6
4. 留学制度	
(1) 留学制度とは .....	10
(2) 出願資格 .....	11
(3) 留学の期間 .....	12
(4) 留学の時期 .....	13
(5) 留学の種類（留学する大学） .....	18
(6) 留学生助成金 .....	20
(7) 単位について .....	22
5. 留学手続 ～留学には、1年以上の準備期間が必要です～ .....	23
6. 危機管理 ～自分の身は自分で守る～ .....	31
7. 旅券(パスポート)の取得 .....	34
8. 留学査証(ビザ)の取得 .....	35
9. 留学規程	
○大谷大学留学規程 .....	38
○大谷大学短期大学部留学規程 .....	41
○大谷大学大学院留学規程 .....	44
10. 付録/提出書類チェックシート .....	47

# 1. GLOBAL SQUARE

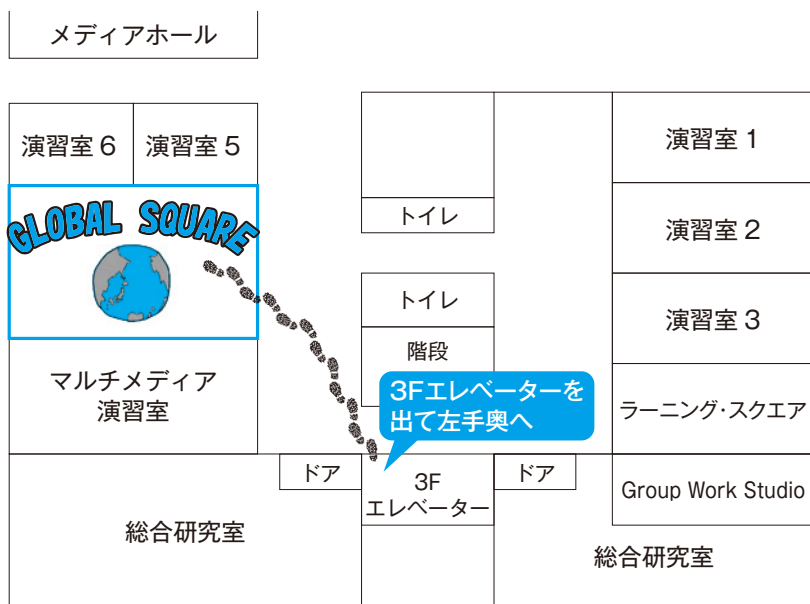
GLOBAL SQUARE では留学や語学学習、外国人留学生との交流に興味のある学生のサポートを行っています。

年間を通して、留学に関する個別相談や説明会、外国語勉強会、外国人留学生との交流イベントなどを開催していますので、気軽に利用してください。

本学在学中に海外への留学を目指している方や興味のある方、これから留学について考えている方は、できるだけ早い時期から GLOBAL SQUARE を利用しましょう。

## GLOBAL SQUARE の場所

**響流館 3F** エレベーターを出て**左手奥**に進んでください。  
赤い看板が出ている部屋です。



★開室時間：月～金曜日 10：30～18：30

※長期休暇中や入試等の期間は開室時間を変更します。  
別途、GLOBAL SQUARE ホームページや掲示でお知らせします。

★留学相談：月～金曜日 10：30～17：00

※事前に予約が必要です。

## GLOBAL SQUARE でできること

学術交流協定校からの留学生に会えるチャンスです!!  
中国・韓国への留学を考えている方は是非参加しましょう!!

### 留学生との交流

- 留学生文化交流会（学外にて）（前期・後期 各1回）
- 語学学習支援室アシスタント企画「お抹茶作り体験と平等院巡り」（2014年度）
- 新留学生歓迎会（語学学習支援室アシスタント）（前期・後期 各1回）
- アシスタントと留学生による研修合宿
- アシスタントと留学生による学園祭模擬店出店などをおこなっています。

### 留学サポート

留学に関する個別の留学相談を受け付けています（予約制）。また、年2回の留学説明会を実施しています。この説明会では、本学の留学制度を中心に留学の全般について説明します。具体的に留学を考えている方、これから考えようという方など、留学に少しでも興味のある方は是非参加しましょう。

- 留学相談（平日10：30～17：00）※要予約
- 留学説明会（前期・後期 各1回）
- 留学出発前オリエンテーション  
留学出発直前オリエンテーション（前期・後期 各1回）
- 留学情報誌の閲覧

### 語学学習支援室アシスタント

- 留学生のサポート
- イベントなどの企画運営
- オープンキャンパスでのGLOBAL SQUAREの紹介などをおこなっています。

※語学学習支援室アシスタントに興味のある方は、GLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

### 語学学習サポート

外国語勉強会を開催しています。外国語学習に興味がある方、語学力を向上させたい方は積極的に参加しましょう。参加申込やスケジュールなどの詳細はGLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

- 外国語勉強会（2014年度実施内容）  
英語・中国語・仏語・独語・サンスクリット
- 語学テキストの利用・貸出
- 海外映画やドラマ、テレビ番組の視聴
- CALLシステムを利用した語学学習

※GLOBAL SQUARE室内では、語学学習関係の各種参考書など豊富に取り揃えているので活用してください。

語学検定試験料補助制度を利用しましょう!!  
詳しい手続きはGLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

### 留学生サポート

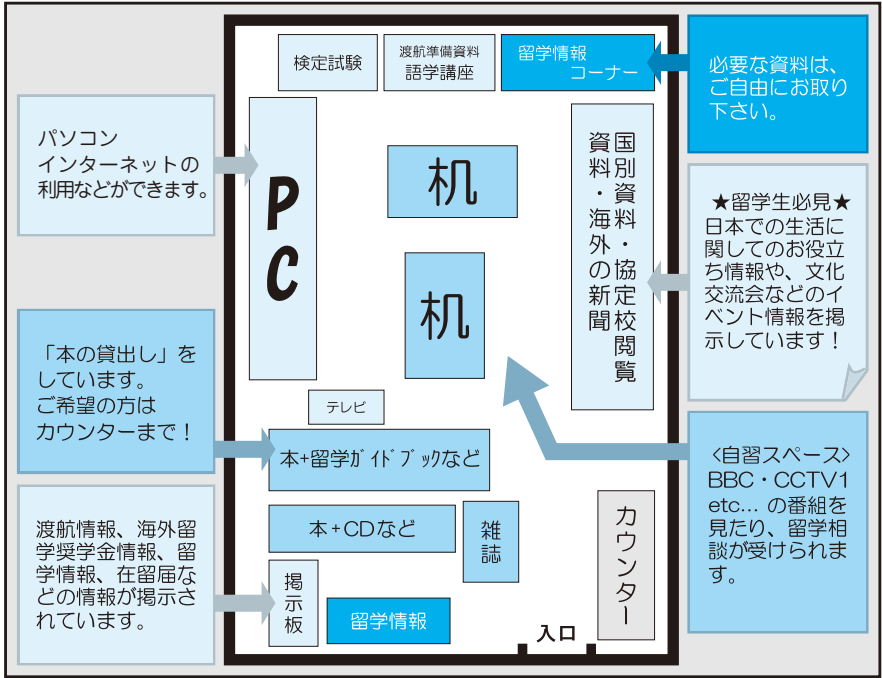
- 留学生のためのバザー（前期・後期 各1回）
- 留学生向け日本語勉強会
- アシスタントによるサポートなどをおこなっています。

### 留学生アシスタント

GLOBAL SQUAREには、本学に留学している学生が「留学生アシスタント」として、決まった曜日・時限に在室しています。留学生と外国語で会話をして自分の語学力を試したり、留学する国の習慣や文化について情報収集をすることができます。留学生アシスタントは、とてもフレンドリーで日本語も流暢に話します。話しに来てみませんか？  
留学生アシスタントが在室している曜日・時限などの詳細は、GLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

- GLOBAL SQUAREに在室
- 新留学生のサポート

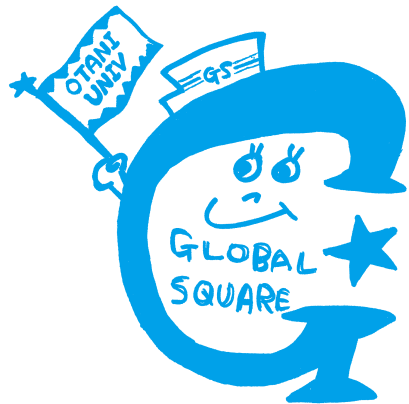
# GLOBAL SQUARE 内の見取図（響流館 3F）



イベント・外国語勉強会に関する詳細情報は、GLOBAL SQUARE ホームページを参照してください。

【ホームページ】 <http://www.otani.ac.jp/kouryu/>

【E-mail】 [G-square@sec.otani.ac.jp](mailto:G-square@sec.otani.ac.jp)



## 2. 留学計画の前に

留学は周到的準備なしには成功しません。次の事項を読んだうえで、留学を考え始めたら早い時期に GLOBAL SQUARE に相談に来てください。

GLOBAL SQUARE では、最初の留学相談で次のことをお話しています。

### 1. 自分の留学の目的は何ですか。

「なんとなく海外へ留学をしてみたい」、「海外への留学にあこがれるから」など、留学を考え始めた頃はあいまいな目的であったとしても、そこから一歩踏み込んで「何をどんなふうに勉強したいから海外へ留学するのか」、「具体的な目標は何か」など、自分の目的をはっきりと言えるようになりましょう。

言語や文化の異なる国で一人で生活し、教育を受けるには多大な努力が必要です。留学先で孤独を感じたとき、勉強がつかなくなったとき、「目標を達成するためにがんばるんだ」という強い意志があれば、乗り越えることができるでしょう。留学には多額の費用もかかります。実りある留学にするために、「海外へ留学し勉強する目的は何なのか」を自分自身にじっくりと問いかけてください。

### 2. 情報収集をしてください。

留学準備・手続は自分で進めることが基本です。海外で勉強するためには、自分で考え、判断し行動していく自主性が不可欠です。留学の様々な手続を進める中で、語学力も向上し、自分の考えも明確になるでしょう。留学しようとする国は安全か、自分の目的にかなった勉強ができるか、学費や滞在費などのくらいの費用がかかるか等、P6～8の『情報収集』を参照して、事前に十分な情報収集をしてください。

### 3. 出発までの準備期間は十分ですか。

留学するには最低約1年の準備期間が必要です。

情報収集に始まり、留学費用の準備、希望大学等の資料請求、さらには出願手続や授業料納入、ホームステイや宿舎の手配等、実際の出発までにはいくつもの過程があります。指導教員・保証人への相談や大谷大学での学内手続も必要です。特に、留学先国への入国のための留学査証（ビザ）の取得手続等は予想以上に時間を要することがあります。

P23～30『留学手続』を参照して、慎重に計画を立ててください。

## 4. 語学検定試験を受けてください。

留学を考え出したら、あなた自身の外国語能力を客観的な形で知るために、語学検定試験を受けてください。あなたの語学力の目安となり、今後の目標が立てやすくなるでしょう。留学先によっては、出願時に TOEFL 等のスコアを書かなければならない場合があります。「自信がないから…、初級です。」と答えることのないようにしましょう。

語学留学の場合は、授業開始までに語学のクラス分けテストがあります。できるだけ高いレベルのクラスに入れるように、留学までに自分自身の語学レベルを上げておきましょう。留学生活を円滑に過ごすためには、必要最低限の語学力は必要です。

また、現地の学生と机を並べて現地の言葉で授業を受けたいと考えているなら、講義を理解し、授業の討論に参加し、テキストを読み、論文を作成出来るだけの高度な語学力が必要となります。そのため、自分が必要な語学力のレベルに達している証明が要求されます。

以下の各種語学検定試験情報を参照してください。

2014.12 現在 ※情報は変更される場合がありますので、各自確認してください。

国名	機関名	所在地等
各種語学 検定試験	TOEIC (一財)国際ビジネスコミュニケーション協会 IIBC試験運営センター	http://www.toeic.or.jp/ 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル TEL.03-5521-6033 FAX.03-3581-4783
	TOEFL 国際教育交換協議会(CIEE) 日本代表部(東京)	http://www.ets.org/jp/toefl 〒150-8355 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青木ギャラリーフロアB1F ※CIEE TOEFL事業部では受験者からの問い合わせを行っていません
	IELTS (公財)日本英語検定協会 IELTS東京テストセンター	http://www.eiken.or.jp/ielts/ 〒162-8055 東京都新宿区横寺町55 TEL.03-3266-6852 E-mail.jp500ielts@eiken.or.jp
	実用英語技能検定 (公財)日本英語検定協会	http://www.eiken.or.jp/ 〒162-8055 東京都新宿区横寺町55 TEL.03-3266-6581
	中国語検定試験(中検) (一財)日本中国語検定協会	http://www.chuken.gr.jp 〒102-8218 東京都千代田区九段北1-6-4 日新ビル5F TEL.03-5211-5881 FAX.03-5211-5882
	漢語水平考試(HSK) (社)日本青少年育成協会	http://www.hskj.jp/ 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-35 教育センタービル2F TEL.03-3269-8411
	韓国語能力試験(TOPIK) (公財)韓国教育財団	http://www.kref.or.jp/examination 〒108-0073 東京都港区三田4-6-18 エムアンドエム6F TEL.03-5419-9171 FAX.03-5419-9172
	ハングル能力検定試験 ハングル能力検定協会	http://www.hangul.or.jp/ 〒136-0071 東京都江東区亀戸2-36-12 8F TEL.03-5858-9101 FAX.03-5858-9103
	実用フランス語技能検定試験(仏検) (公財)フランス語教育振興協会	http://www.apefdapf.org/ 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-1 九段101ビル TEL.03-3230-1603 FAX.03-3239-3157
	DELFDALF (アンスティチュ・フランセ関西)	http://www.delfdalf.jp/ 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-2-11 阪急産業南森町ビル9階 TEL.06-6358-7391 FAX.06-6358-7393
	ドイツ語技能検定試験(独検) (公財)ドイツ語学文学振興会 独検事務局	http://www.dokken.or.jp/ 〒113-0033 東京都文京区本郷5-29-12-1006 TEL.03-3813-0596
ドイツ語検定試験 Goethe-Institut (ゲーテ・インスティトゥート)	http://www.goethe.de/lrn/prj/pba/jaindex.htm 〒531-6035 大阪市北区大淀中1-1-88-3502 梅田スカイビルタワーイースト35F TEL.06-6440-5900 FAX.06-6440-5901	

※GLOBAL SQUARE では、語学検定試験対策を含む外国語勉強会を開催しています。

詳細はP2『GLOBAL SQUARE でできること』、GLOBAL SQUARE ホームページを参照してください。



# 3. 情報収集

## ～知っておこう留学する国・大学のこと～

留学の目的が明確になり、留学したい国や地域をいくつかにしぼることができたら、本格的に情報収集を始めましょう。

情報は「信頼できる情報源」から得るようにしましょう。学校情報を調べる場合はその学校のホームページや資料請求で、国・地域の情報を調べる場合は外務省やその国の大使館のホームページで最新の情報を確認しましょう。

次の事項は必ず事前に調べてください。

### 1. 留学先国及び地域の治安状況

事前に安全管理について理解しておくことで海外での危険を防ぐことができます。現地警察の電話番号や救急電話番号、在外公館（大使館もしくは総領事館）の連絡先や場所を知っていると、いざという時にすぐに行動できます。出発前、留学中とも常に安全管理に関する情報には敏感になってください。詳細はP31～33の『危機管理』を参照してください。

つぎの各国在日大使館・公的機関の情報を参照してください。



〈情報提供機関〉 2014.12 現在 ※情報は変更される場合がありますので、各自確認してください。

国名	機関名	所在地等
全般	外務省 海外安全ホームページ 領事サービスセンター (海外安全担当)	<a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a> TEL.03-3580-3311 (代表) [内線] 2902、2903 03-5501-8162 (直通) ※渡航関連等、海外に関する最新の関連情報があります。
	厚生労働省検疫所(FORTH)	<a href="http://www.forth.go.jp/">http://www.forth.go.jp/</a> ※海外渡航者への病気予防や感染症情報があります。
	(独)日本学生支援機構	<a href="http://www.jasso.go.jp/">http://www.jasso.go.jp/</a> ※留学相談業務を行っていた留学情報センターが、2011年3月末に廃止されましたが、留学に関する情報提供は引き続き行われています。
	(公財)京都市国際交流協会	<a href="http://www.kcif.or.jp/">http://www.kcif.or.jp/</a> 〒606-8536 京都市左京区粟田口鳥居町2-1 TEL.075-752-3010 (代表)
	(公財)京都府国際センター	<a href="http://www.kpic.or.jp/">http://www.kpic.or.jp/</a> 〒600-8216 京都市下京区烏丸通塩小路下ル 京都駅ビル9F TEL.075-342-5000
	(公財)大阪府国際交流財団	<a href="http://www.ofix.or.jp/">http://www.ofix.or.jp/</a> 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5F TEL.06-6966-2400
	(公財)大阪国際交流センター	<a href="http://www.ih-osaka.or.jp/">http://www.ih-osaka.or.jp/</a> 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町8-2-6 TEL.06-6772-8182 (代表)
	(公財)兵庫県国際交流協会(HIA) (ひょうご国際プラザ)	<a href="http://www.hyogo-ip.or.jp/">http://www.hyogo-ip.or.jp/</a> 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発センター 2F TEL.078-230-3260
	(公財)滋賀県国際協会(SIA)	<a href="http://www.s-i-a.or.jp/">http://www.s-i-a.or.jp/</a> 〒520-0801 大津市への浜1-1-20 ピアザ淡海2F TEL.077-526-0931
アメリカ	駐大阪・神戸アメリカ総領事館	<a href="http://japanese.osaka.usconsulate.gov/">http://japanese.osaka.usconsulate.gov/</a> 〒530-8543 大阪市北区西天満2-11-5 米国総領事館ビル TEL.06-6315-5900
	日米教育委員会 (フルブライト事務局)	<a href="http://www.fulbright.jp">http://www.fulbright.jp</a> 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル207 TEL.03-3580-3231 (テレフォンサービス)
イギリス	英国ビザ申請センター 大阪オフィス(VFS. GLOBAL)	<a href="http://www.vfsglobal.co.uk/japan/japanese/applicationcentre.html">http://www.vfsglobal.co.uk/japan/japanese/applicationcentre.html</a> 〒542-0081 大阪市中央区南船場2-4-1 美貴ビル6F TEL.03-5623-3669 (東京:VFSコールセンター)
	ブリティッシュ・カウンシル 東京センター	<a href="http://www.britishcouncil.org/jp/">http://www.britishcouncil.org/jp/</a> 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 TEL.03-3235-8031
オーストラリア	在日オーストラリア大使館 ビザ査証課(東京)	<a href="http://www.australia.or.jp/">http://www.australia.or.jp/</a> 〒108-8361 東京都港区三田2-1-14 TEL.03-5232-4111
	オーストラリア大使館 マーケティング事務所 (STUDY IN AUSTRALIA)	<a href="http://www.australia.gov.au/Local-sites/japan">http://www.australia.gov.au/Local-sites/japan</a> 〒108-8361 東京都港区三田2-1-14 ※ビザに関する問い合わせは受け付けていません
カナダ	在日カナダ大使館 (ビザ査証部は閉鎖)	<a href="http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/index.aspx?lang=jpn">http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/index.aspx?lang=jpn</a> 〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38 TEL.03-5412-6200
中国	中華人民共和国駐大阪総領事館	<a href="http://osaka.china-consulate.org/jpn/">http://osaka.china-consulate.org/jpn/</a> 〒550-0004 大阪市西区靱本町3-9-2 TEL.06-6445-9481/9482 (代表)
大韓民国	在大阪大韓民国総領事館	<a href="http://jpn-osaka.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/osa/main/index.jsp">http://jpn-osaka.mofa.go.kr/worldlanguage/asia/osa/main/index.jsp</a> 〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋2-3-4 TEL.06-6213-1401/5
フランス	在日フランス大使館	<a href="http://www.ambafrance-jp.org/">http://www.ambafrance-jp.org/</a> 〒106-8514 東京都港区南麻布4-11-44 TEL.03-5798-6000
	フランス政府留学局 日本支局 (CAMPUS FRANCE)	<a href="http://japon.campusfrance.org/">http://japon.campusfrance.org/</a> 〒106-8514 東京都港区南麻布4-11-44 在日フランス大使館内 TEL.03-5798-6266
ドイツ	大阪・神戸ドイツ連邦共和国 総領事館	<a href="http://www.osaka-kobe.diplo.de/Vertretung/osaka/ja/Startseite.html">http://www.osaka-kobe.diplo.de/Vertretung/osaka/ja/Startseite.html</a> 〒531-6035 大阪市北区大淀中1-1-88-3501 梅田スカイビルタワーイースト35F TEL.06-6440-5070 (代表)
	ドイツ学術交流会(DAAD) 留学・奨学金情報	<a href="http://tokyo.daad.de/wp/category/ja_news/">http://tokyo.daad.de/wp/category/ja_news/</a> 〒107-0052 東京都港区赤坂7-5-56 ドイツ文化会館内 TEL.03-3582-5962/3584-0276

## 2. 留学先国の教育機関

以下の情報について自分自身で調べましょう。

- (1) 提供されているコース（例えば、一般英語、大学準備のための英語など）  
※大学により提供されるコースが異なります。
  - (2) 開講スケジュール
  - (3) 出願資格
  - (4) 要求される語学力
  - (5) 費用（授業料・滞在費等）と奨学金の可能性
  - (6) 身元保証人の要・不要（国によっては要求される場合がある）
  - (7) 外国人私費留学生（日本人を含む）の受入れ実績
  - (8) 滞在先の選択肢（ホームステイ、寮、シェアハウス、民間アパートなど）
  - (9) 空港への出迎えサービスの有無
  - (10) アクティビティー（現地学生との交流イベントの実施、ボランティアなど）
- ※学術交流協定校の学校情報は、GLOBAL SQUARE（響流館3F）で閲覧可能です。

## 3. 留学先国への入国および滞在に関する法律

- (1) 査証（ビザ）の要・不要、申請方法等  
※詳細はP35～37『留学査証（ビザ）の取得』を参照してください。
- (2) 健康診断、予防接種の要・不要
- (3) 留学先国の出入国に関する法律（食品や薬等の持込制限など）
- (4) 留学先国の長期滞在に関する手続（在留届や外国人登録など）  
※詳細はP31～33『危機管理』を参照してください。

## 4. その他

- (1) 留学先国の生活環境（生活の便利さ、交通の便、生活費、気候など）
- (2) 留学先国の文化、習慣、宗教
- (3) 留学先国と日本との国際情勢
- (4) 留学先国の医療事情
- (5) 渡航費用、海外旅行保険の加入手続、渡航国で要求される保険

Blank lined area for notes.

## 4. 留学制度

### (1) 留学制度とは

本学では、自国の文化を尊重しながらグローバル社会で活躍できる学生の育成を目的として、海外への留学を支援する留学制度を設けています。これは海外の大学に6ヵ月以上の留学を考えている場合、一定の要件を満たしていれば、在学中に海外の大学に留学できる制度です。留学期間は本学の修業年数に算入され、通常の修業年数（文学部は4年、短期大学部は2年）で卒業が可能となります。（ただし、学科のカリキュラムや諸課程履修状況によっては、文学部、短期大学部ともに、通常の年数で卒業できない場合があります。）また、留学期間に外国の大学等で修得した単位は、帰国後、必要書類を申請すれば本学の単位として認定することができます。また、留学制度では、交換留学による海外学費の免除（一部除く）、「留学生助成金」もあります（P20～21『留学生助成金』参照）。

現在、本学には学术交流協定を締結している大学（P18～19参照『留学の種類』）があります。その協定校を有効に利用するのも良いでしょう。あるいは自分で探した外国の大学へ留学するのも良いでしょう。本学は、みなさんの経験が将来においておおいにプラスになると確信しています。

※留学制度によらないで留学する場合は、「休学」することになります。また、長期休暇を利用した短期での留学やインターンシップ、ワーキングホリデーなど、様々な留学形態があります。

## (2) 出願資格

留学制度に則って留学を出願するには、次の要件を満たしていることが必要です。留学出願に必要な書類は P23～30『留学手続』を参照してください。

### 1. 在学期間

文学部の学生は本学に1年以上、短期大学の学生は6カ月以上在学していることが必要です。文学部第3学年編入生及び大学院生については要件はありませんが、十分な相談を要します。

### 2. 修得単位

文学部の学生は1年につき卒業所要30単位以上を修得していること、短期大学の学生は6カ月につき卒業所要15単位以上の単位を修得していることが必要です。文学部第3学年編入生及び大学院生については要件はありませんが、十分な相談を要します。また、各学年の進級基準を満たす科目・単位数を修得（見込）していることが望まれます。

### 3. 保証人の同意

保証人が留学の意図を理解し支援できることが必要です。留学は決して自分だけのちからでできるものではありません。多額の費用がかかります。保証人と十分相談をしてください。

### 4. 指導教員の同意

本学での学習については、留学終了後の履修再開も念頭に入れて計画を立てなければなりません。留学制度を利用する場合、最短修業年限（文学部は4年、短期大学部は2年）で卒業できることが要件です。

できるだけ早く指導教員に相談し、同意を得てください。

また、留学制度の出願後すぐに、留学中の履修や留学終了後の履修計画について指導教員・教務課との三者面談を行います。

### 5. 語学力

正規課程に留学する場合は、要求される語学力の基準に達していること。また、語学留学の場合も、ある程度の外国語能力を有していること。

※留学制度による大学院生の語学留学は認められません。正規課程留学のみ可能です。

※修得単位数について事務局で確認しますので、留学制度への出願を考えている人は最初に GLOBAL SQUARE へ相談してください。

## (3) 留学の期間

留学の期間は次のとおりです。それ以外の期間については留学制度による留学期間にはなりません。本人の理由により、以下の通算留学期間を超える場合は、その期間については本学の修業年数（文学部は4年、短期大学部は2年）に算入されず、「休学」等の扱いになりますので注意してください。

### 1. 文学部

文学部の学生は6ヵ月または1年とします。これは、この制度が修業年数4年の卒業を考慮しているからです。

6ヵ月の留学の場合のみ、期日内（留学終了の3ヵ月前まで）に、必要書類をそろえて留学期間延長の申請があれば許可することがあります。ただし、留学通算期間は1年を限度とします。留学延長に必要な書類は、P23～30『留学手続』を参照してください。

※留学期間の延長を考え始めたら、できるだけ早めに連絡をしてください。留学期間延長の申請が期日を過ぎた場合には、受け付けません。

### 2. 短期大学部

短期大学部の学生は6ヵ月とします。理由は、この制度が修業年数2年の卒業を考慮しているからです。留学期間の延長は認めません。

### 3. 大学院

大学院の学生は1年とします。留学期間の延長は認めません。

## (4) 留学の時期

留学時期の決定は、諸課程の履修や就職活動を念頭において自分にとっていつ頃留学するのがいいのかを考えてください。時期によっては、通常の修業年数（文学部は4年、短期大学部は2年）で卒業することが難しくなる場合もあります。

以下のことを踏まえながら、入学時からよく考え、十分な準備を始めてください。

留学時期の決め方については、P14～17に各学年のサンプルを載せていますので参照してください。

### ■ 諸課程の履修および卒業について

本学の留学制度を利用して留学した場合、本来は、本学の1学期または2学期海外で学習し、文学部の場合は本学で3年6カ月または3年、短期大学部の場合は本学で1年6カ月学習して卒業することが可能です。

しかし、教職課程、博物館学課程やその他諸課程の履修者は実習等があることから、留学すると通常の修業年数での免許状取得ができなくなることもあります。

また、学年ごとの必修科目が定められているため、留学時期や単位修得状況によっては、卒業時期が延期になる場合もあります。諸課程科目や必修科目の履修については、教務課や教職支援センター、実習支援センター、指導教員とよく相談してください。

### ■ 卒業後の進路について

就職活動や大学院への進学も留学時期を決定する大きな要因になります。

2013年9月13日に経団連は、2016年3月卒業・修了予定者からの「採用選考に関する指針」を発表しました。この指針に伴い、文学部の場合は第3学年3月、短期大学部の場合は第1学年3月から本格的な就職活動（企業による採用広報活動）が始まり、多くの学生は8月頃から内々定を得ることになります。

また、大学院への進学を考えている場合は、留学中の勉学をどのように大学院での研究に結び付けていくのかを考え、願書の出願時期にも注意しましょう。

※就職活動や進学に関する相談や支援については、キャリアセンター窓口及びHPで確認してください。

#### ○ キャリアセンターってどのようなところ？

（大学ホームページ上の「就職情報／キャリア支援」を選択）

[http://www.otani.ac.jp/career\\_support/index.html](http://www.otani.ac.jp/career_support/index.html)

#### ○ 低学年からのキャリア支援って？

（大学ホームページ上の「就職情報／キャリア支援」を選択後、右側の目次から「キャリア形成支援概要」を選択）

[http://www.otani.ac.jp/career\\_support/nab3mq000000jhjk.html](http://www.otani.ac.jp/career_support/nab3mq000000jhjk.html)

#### ○ 文3（短1）からの就職支援って？

（大学ホームページ上の「就職情報／キャリア支援」を選択後、右側の目次から「就職支援概要」を選択）

[http://www.otani.ac.jp/career\\_support/nab3mq000000127m.html](http://www.otani.ac.jp/career_support/nab3mq000000127m.html)



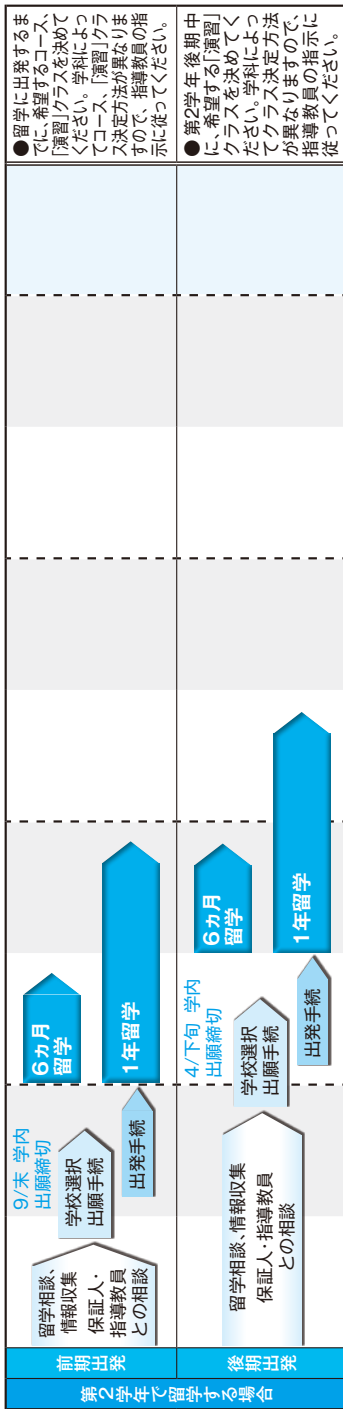
# 留学時期の決め方

文学部 4 年間（入学～卒業までのスケジュール）

卒業までのスケジュール	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		備考
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	
進路就職活動	インターンシップや各種講習の受講をすすめます 教職課程などの諸課程を履修する場合は、課程ごとに説明会や実習等の履修方法が異なりますので、担当部署へ事前に相談してください。		4/上 コース決定 「演習Ⅱ」クラス決定		4/上「演習Ⅲ」 クラス決定		4/上「演習Ⅳ」 クラス決定 6/末「卒業論文」 題目届出提出		●休学をして留学する場合は、休学期間が6カ月であつても卒業は、1年間延期となる場合があります。
	進路就職ガイダンスや適性検査、対策講座などを実施 12月から就職活動本格化 大学院進学ガイダンス実施		4/上「演習Ⅲ」 クラス決定		4/上「演習Ⅲ」 クラス決定		4/上「演習Ⅳ」 クラス決定 6/末「卒業論文」 題目届出提出		●休学をして留学する場合は、休学期間が6カ月であつても卒業は、1年間延期となる場合があります。

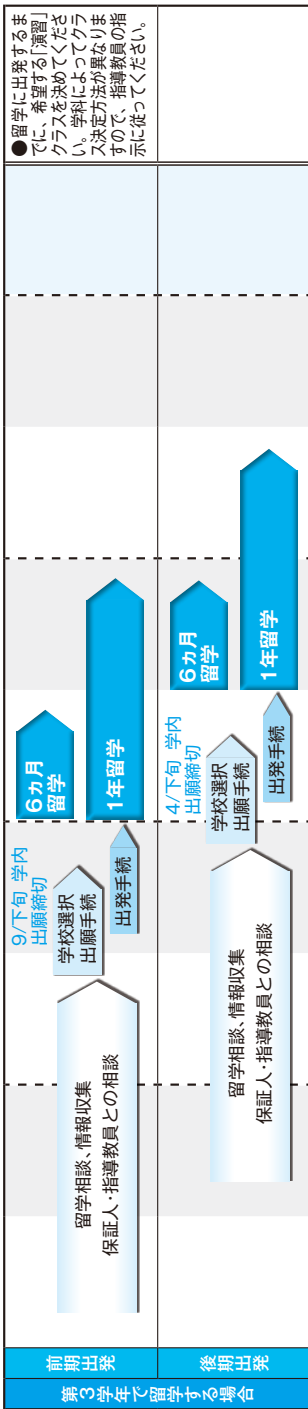
入学～卒業までのスケジュールを考慮し、以下の例を参考に留学する時期や期間について慎重に考えましょう。

## ●第2学年で留学する場合

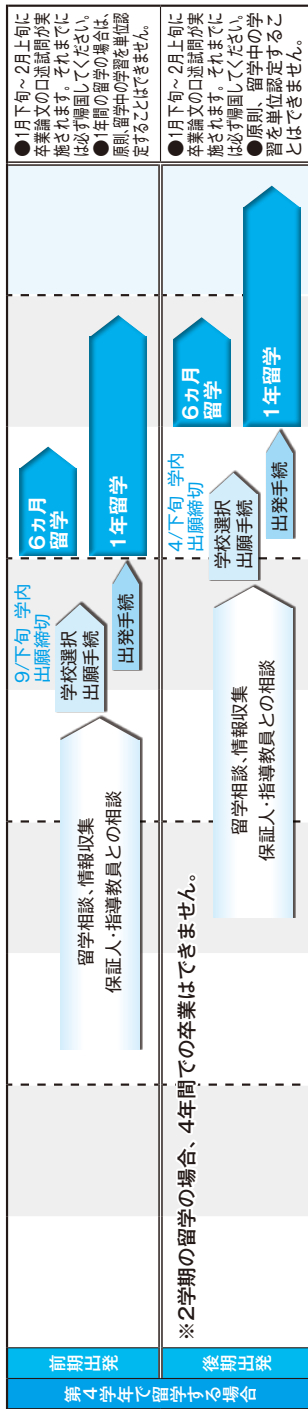


4月	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		備考
	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	

●第3学年で留学する場合



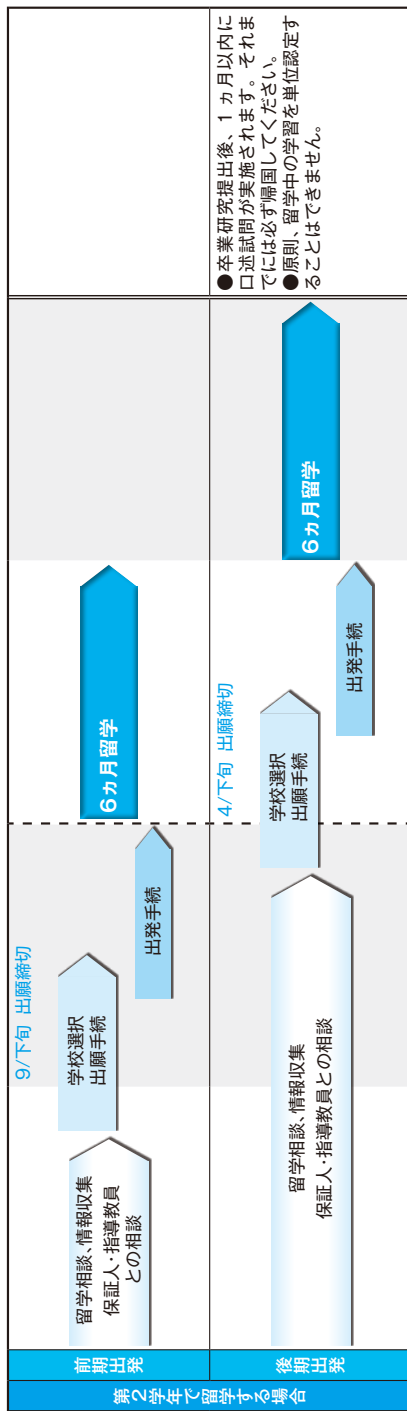
●第4学年で留学する場合



短期大学部 2 年間（入学～卒業までのスケジュール）

第1学年		第2学年		備 考
4月	10月	4月	10月	
卒業までのスケジュール		<p>6/末 「卒業研究題目届」提出 11/下 (仏教科、幼児教育保育科) 「卒業研究題目変更届」提出 11/末 (仏教科、幼児教育保育科) 「卒業研究」提出</p>		<p>●休学をして留学する場合は、休学期間が6カ月であつても卒業は、1年間延期となる場合があります。 ●資格取得を希望する場合は、6カ月留学すると、資格の取得が1年間延期となる場合があります。</p>
<p>教職課程などの諸課程を履修する場合は、課程ごとに説明会や実習等の履修方法が異なりますので、担当部署へ事前に相談してください。</p>				

入学～卒業までのスケジュールを考慮し、以下の例を参考に留学する時期や期間について慎重に考えましょう。

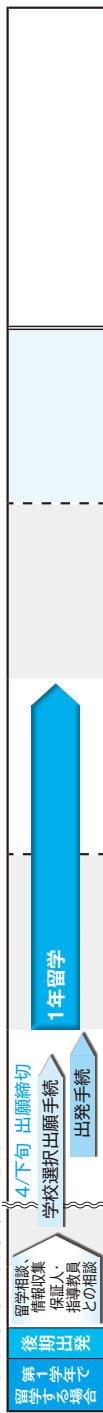


## 大学院修士課程 2 年間（入学～修了までのスケジュール）

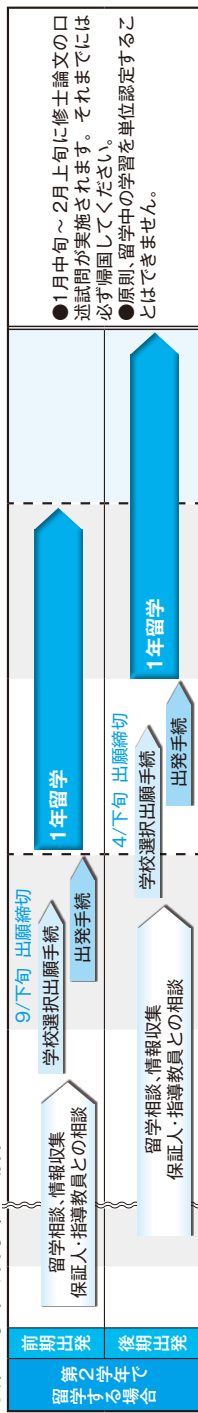
大学院修士課程				備 考	
文学部	第 1 学年	第 2 学年			
第 4 学年	10月	4月	10月	4月	
入学までのスケジュール	6/末「修士論文題目」提出 6/末「修士論文題目」提出 教職課程などの諸課程を履修する場合は、課程ごとに説明会や実習等の履修方法が異なりますので、担当部署へ事前に相談してください。	12/上「修士論文題目」提出 12/中「修士論文提出」提出 12/中「修士論文提出」提出 1/中～口述試験	12/上「修士論文題目」提出 12/中「修士論文提出」提出 12/中「修士論文提出」提出 1/中～口述試験	6/中「修士論文題目」提出 6/末「修士論文」提出 6/末「修士論文」提出	●休学をして留学する場合は、休学期間が6ヵ月であっても1年間修了が遅れる場合があります。
進路就職活動	進路就職ガイダンスや適性検査、対策講座などを実施 インターシッピングの履修、各種講習の受講をすすめます	12月から就職活動本格化	(博士進学希望者) 春季試験出願		

入学～修了までのスケジュールを考慮し、以下の例を参考に留学する時期や期間について慎重に考えましょう。

### ● 第 1 学年で留学する場合



### ● 第 2 学年で留学する場合



◎ 大学院では留学制度による留学は「正規課程への留学」です。語学留学を希望される場合、GLOBAL SQUARE までご相談ください。

## (5) 留学の種類（留学する大学）

留学制度の留学の種類は、【協定留学】と【一般留学】があります。インターンシップやワーキングホリデーは留学制度に含まれません。

### 1. 【協定留学】…本学と学術交流協定を締結している外国の大学等への留学

協定留学には「交換留学」、「交換留学以外」の2種類あり、以下の学術交流協定校へ留学することができます。

詳細はP19を参照してください。

#### (表1) 学術交流協定校一覧

※大学により受入れ状況が異なります。詳細はGLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

所在国名	大学名	大学所在地	交換留学 推薦人数
韓国	東国大学校ソウルキャンパス/慶州キャンパス	ソウル/慶州	2名
	東西大学校	釜山	2名
中国	東北師範大学	吉林省長春	1名
	首都師範大学	北京	1名
	浙江財経大学	浙江省杭州	2名
	中央民族大学	北京	1名
オーストラリア	ディーキン大学(*1)	ビクトリア州メルボルン	
	ボンド大学(*1)	クイーンズランド州ゴールドコースト	
英国	カンタベリー クライスト チャーチ大学(*1)	ケント州カンタベリー	
	グロスタシャー大学(*1)	グロスタシャー州チェルトナム	
ドイツ	フィリップス・マールブルク大学	ヘッセン州マールブルク	2名
フランス	フランス国立高等研究院(*2)	パリ	
カナダ	トンブソン・リヴァース大学(*1)	ブリティッシュコロンビア州カムループス	
	オカナガンカレッジ(*1)	ブリティッシュコロンビア州ケロウナ	
アメリカ合衆国	カリフォルニア大学アーバイン校(*1)	カリフォルニア州アーバイン	

(\*1) 大学付属の語学学校または英語学部への語学留学のみ可能です。

(\*2) 大学院の正規課程留学のみ可能です。

**(1) 交換留学**…学術交流協定校により交換留学生と認められた留学

種類		期間	人数	海外学費	本学学費	滞在費等	留学生助成金
交換留学	語学留学	原則、1年 学術交流協定 による	学術交流協定 による (表1参照)	原則、 相互免除	全額納入	大学により 異なる	原則、なし (*3)
	正規課程留学						

(\*3) 一部の学術交流協定校への語学留学は、海外学費が全額免除となりませんので留学生助成金に申請することが可能です。  
留学生助成金に関する詳細は、P20～21『留学生助成金』を参照してください。

- **語学留学** …語学修得を目的とした学術交流協定校への留学
- **正規課程留学** …専門分野研究を目的とした学術交流協定校正規課程への留学

※交換留学を希望する学生が交換留学生推薦人数を上回った場合は、以下のとおり学内選考を行います。

1. 希望者は学内願書（所定書式）を教育研究支援課に提出。
2. 希望者全員に面接を実施。
3. 学内願書、成績、面接結果の総合評価によって交換留学生を決定。

**(2) 交換留学以外**

種類		期間	人数	海外学費	本学学費	滞在費等	留学生助成金
交換留学以外	語学留学	1年あるいは 6ヵ月	制限なし	全額私費	全額納入	全額私費	あり (若干名)
	正規課程留学	1年					

- **語学留学** …語学修得を目的とした学術交流協定校への留学
- **正規課程留学** …専門分野研究を目的とした学術交流協定校正規課程への留学

※留学生助成金に関する詳細は、P20～21『留学生助成金』を参照してください。

**2. 【一般留学】…本学学術交流協定以外の外国の大学等への留学**

自分で選択した外国の大学に留学することが可能です。

自分で大学を選択する場合、正規の高等教育機関（学位（Degree）〔博士、修士、学士、短期大学士〕授与権を有する大学等）またはこれに相当する教育機関で学長が認める大学であることが条件です。また、語学留学は、この条件を満たしている教育機関が設ける語学プログラムであることが必要です。

種類		期間	人数	海外学費	本学学費	滞在費等	留学生助成金
語学留学		1年あるいは 6ヵ月	制限なし	全額私費	全額納入	全額私費	あり (若干名)
正規課程留学		1年					

- **語学留学** …自分で選択した大学等への語学留学
- **正規課程留学** …自分で選択した大学等の正規課程への留学

※留学生助成金に関する詳細は、P20～21『留学生助成金』を参照してください。

※留学希望大学等の選択・資料請求・出願手続や入学または受講の許可証の受理等は、自分で進めることになります。

## (6) 留学生助成金

留学生助成金は、原則として交換留学以外の留学を希望する学生が申請できる本学独自の助成金（給付）です。

※以下の場合、原則として留学生助成金の申請ができません。

- ① 学術交流協定校へ留学する者のうち、学術交流協定により授業料が全額免除される場合
- ② 交換留学枠がある国・地域へ交換留学以外での語学留学を希望する場合

※ただし、交換留学への出願者が定員を超える場合には、留学生助成金を申請できる場合があります。

- ③ 他の奨学金機関・団体より奨学金を受給する場合
- ④ 留学制度によらずに休学して留学する場合や短期での留学の場合

### ●申請方法

留学制度の出願時に、本学所定の「留学生助成金申請書」を提出してください。

※申請者が多数の場合は、以下に基づき学内選考を行います。

1. 成績優秀である者
2. 留学に対する明確な目的があり、留学によって教育的効果が得られると考えられる者

■大谷大学文学部留学生助成金（国・地域の区分けについては〈国・地域一覧〉参照）

区 分		人 員	留 学 期 間	助成金	
協定留学	正規課程留学	若干名	1年	A地域	460,000円
	語学留学		1年	B地域	360,000円
			6ヵ月	C地域	260,000円
一般留学	正規課程留学	若干名	1年	A地域	460,000円
	語学留学		1年	B地域	360,000円
			6ヵ月	C地域	260,000円

■大谷大学短期大学部留学生助成金（国・地域の区分けについては〈国・地域一覧〉参照）

区 分		人 員	留 学 期 間	助成金	
協定留学	正規課程留学	若干名	6ヵ月	A地域	230,000円
	語学留学			B地域	180,000円
一般留学	正規課程留学			C地域	130,000円
	語学留学				

■大谷大学大学院留学生助成金（国・地域の区分けについては〈国・地域一覧〉参照）

区 分		人 員	留 学 期 間	助成金	
協定留学	正規課程留学	若干名	1年	A地域	460,000円
一般留学	正規課程留学			B地域	360,000円
				C地域	260,000円

〈国・地域一覧〉

国・地域名	A地域	B地域	C地域
	アメリカ合衆国 イギリス カナダ ドイツ フランス 等	インドネシア オーストラリア 大韓民国 ニュージーランド 等	インド タイ 台湾 中国 等



## (7) 単位について

留学中の履修および帰国後の単位認定については、以下のことに注意して手続を行ってください。詳細については、教務課へ相談してください。

### ■留学中に修得可能な本学の単位について

留学中は原則、大谷大学・大谷大学短期大学の開講科目を履修し単位を修得することはできません。ただし、以下の科目については、指導教員による指導を受け定期的な研究成果報告を行うことで、単位を修得することができます。

所属	単位修得が可能な科目
文学部	所属学科・学年の「演習」、及び卒業論文
短期大学部	学科により異なります。教務課で確認してください。
大学院	各専攻の「特殊研究Ⅲ(演習)」

※単位修得が保証されるものではありません。研究成果報告を怠れば、単位を修得できないこともあります。

### ■帰国後の単位認定について

帰国後、留学先での学習時間を単位に換算し認定することができます。単位の認定を希望する場合は、留学先の学習に関する資料を提出する必要がありますので、帰国するまで成績／修了証明書だけでなく、時間割表やシラバス等の資料は大切に保管しておいてください。

単位の認定は審査のうえ、決定します。認定の時期は帰国した翌学期の聴講登録後となりますので注意してください。また、留学終了後に引続き休学した場合は、復学後に単位認定の審査が行われます。

#### 〈認定単位数のめやす〉

所属	留学期間	認定単位数のめやす
文学部 短期大学部	6ヵ月	5～10単位程度
	1年	10～20単位程度

※留学先での学習時間により認定単位数が異なりますので、上記単位数はあくまでもめやすとしてください。

※大学院の学生は、教務課へ相談してください。

※卒業年次の後期に留学する場合は、単位認定を受けることはできません。

#### 〈認定区分・上限単位数〉

所属	認定される区分	上限単位数
文学部	セット科目または自己選択ゾーン(2012年度以前入学生)	40単位
	コミュニケーション系・キャリア形成系・自然生命系・歴史文化系のいずれかの系列、または自己選択科目(2013年度以降入学生)	
短期大学部	自由科目	15単位
大学院	関連科目 (大学院正規課程において単位を修得した場合に限ります。)	10単位

※単位互換科目等で認定された単位と合わせての上限です。上限を超えた単位は卒業所要単位としては認定されません。

※文学部の学生(2012年度以前入学生)で「セット科目」として認定を希望する場合は、帰国後、留学中の単位を確認したうえで、セットZ.「留学・単位互換」を選択してください。

# 5. 留学手続

## ～留学には、1年以上の準備期間が必要です～

留学先の教育機関や留学形態によって、留学準備期間は異なります。

ここでは主に留学制度を利用して留学する場合を例にして、留学時期から逆算してやるべき手続を説明します。

以下のタイムスケジュールを参考に、計画的に留学の準備をすすめてください。

### 1年半前



**情報収集**  
留学相談

- 「海外へ留学をする目的は何なのか」を考えましょう。
- 留学プランを立てましょう。
- 大谷大学の留学制度について知りましょう。

**GLOBAL SQUARE（響流館 3F）の留学相談**

※留学説明会を年2回（前期・後期 各1回）開催しています。  
 ※個別の留学相談に応じます。  
 月～金 10:30～17:00（要予約）  
 ※詳細はGLOBAL SQUARE ホームページにてご確認ください。  
 HP: <http://www.otani.ac.jp/22>  
 ●留学先国・学校の情報収集をしましょう。（P6～8『情報収集』参照）

**語学検定の受験**  
語学学習

- 語学検定を受験しましょう。（P4～5『留学計画の前に』参照）
  - GLOBAL SQUAREを利用して語学学習に取り組みましょう。
  - 外国語勉強会（2014年度開講：英語・中国語・仏語・独語・サンスクリット）
  - 留学生アシスタント（外国語での会話練習など）
- GLOBAL SQUAREでは、他にも留学や語学学習のために様々なサポートを行っています。詳細はP1～3『GLOBAL SQUARE』を参照してください。

**資料請求**

- いくつかの学校に絞りこんだら学校案内や願書を請求しましょう。  
 ※学術交流協定校の資料は、GLOBAL SQUARE で閲覧可能です。

**学校選択**

- それぞれの学校で提供されているコースやサポート、自分の語学力・経済力がその学校へ入学可能な基準に達しているかなど、さまざまな条件を比較して慎重に学校を選択しましょう。（P6～8『情報収集』参照）  
 ※学術交流協定校の情報は、GLOBAL SQUARE へ問い合わせてください。

## 4～6カ月前までに

### 留学制度 出願手続

●出願するには、以下の手順にしたがって手続を行ってください。

#### ①事前相談（窓口：GLOBAL SQUARE）

※出願には事前相談が必要です。

※以前に留学相談をした方も、必ず留学意思決定をお知らせください。

- 保証人と指導教員に留学の同意を得てください。
- 各種奨学金を受給している場合は、学生支援課へ相談してください。
- 教職課程を履修している場合は、教職支援センターあるいは実習支援センターへ相談してください。
- その他諸課程を履修している場合は、教務課へ相談してください。

#### ②三者面談申し込み（窓口：教務課）

教務課および指導教員との三者面談を行います。

期間内に面談日時を決定する必要があります。

#### ③出願書類の提出（窓口：GLOBAL SQUARE）

- 留学願（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 成績証明書
- 保証人同意書（様式3）
- 受入れ機関の入学又は受講の許可証
- 留学生助成金申請書〔該当者のみ〕（様式5）
- その他

※留学制度による留学の出願時期は年2回あります。

●前期出発：出発前年度の9月

●後期出発：出発年度の4月

詳しい日程はGLOBAL SQUAREへ問い合わせてください。

### 面接

●面接において、留学の意思などを確認します。

### 校医面談

●校医による面談を行います。海外での生活をはじめるにあたっての健康上の不安や心配があれば充分相談してください。

また、麻疹（はしか）の抗体検査あるいは予防接種を受けてください。（近年中に予防接種を受けた方は、GLOBAL SQUAREにお知らせください。）

### 学内審査

●提出された書類は、学術交流委員会において審査し、教授会または大学院委員会の議を経て学長が留学を許可します。

### 留学の許可

●留学が許可されたら、学生支援課より留学許可書を発行します。

### 留学先大学への 出願

●留学制度による留学で、学術交流協定校への留学を希望する場合は、留学が許可された後にGLOBAL SQUAREをとおして出願手続をします。出願手続は学校によって出願スケジュールや出願手順が異なりますので、GLOBAL SQUAREで個別に対応します。

## 入学許可

- 留学希望の大学に入学が許可されると入学許可書が発行されます。  
※留学査証（ビザ）を申請する際に必要です。記載内容に間違いがないか  
しっかり確認しましょう。
- ※学校によっては、入学許可書が発行される前に授業料や滞在費等を支払  
なければならない場合があります。

## 入学手続

- 授業料の支払い
- 滞在先の手配（滞在先の選択、申し込み、支払いなど）
- 空港出迎えの手配

## 留学制度を利用しないで留学する場合は？？

- (1) 休学または長期休暇で、学術交流協定校へ留学をする場合  
審査がありますので、P23～30『留学手続』に掲載の留学制度を利用して留学する  
際に必要な留学手続と同程度の手続が必要です。詳細は、GLOBAL SQUARE へ問い合  
わせてください。
  - (2) 休学または長期休暇で、自分で選択した学校へ留学をする場合  
学校選択や出願、入学手続など全て自分で手続をすすめる必要があります。
    - ① GLOBAL SQUARE へ留学相談・情報収集など
    - ② 学校選択、出願、入学手続（授業料支払い、滞在先の手配など）
    - ③ パスポートや留学査証（ビザ）の取得
    - ④ 航空券購入、海外旅行保険加入など
- ※休学により留学をする場合
- ・指導教員・保証人の同意を得てください。
  - ・休学手続について学生支援課へ相談してください。
  - ・各種奨学金を受給している場合は、学生支援課へ  
相談してください。
  - ・履修について教務課へ相談してください。
  - ・諸課程を履修している場合は、教務課および、教育支援センター、実習支援センターへ  
相談してください。
- ※長期休暇を利用して留学をする場合
- ・諸課程を履修している場合は、教務課および、教育支援センター、実習支援センターへ  
相談してください。
  - ・「学生渡航届」を学生支援課へ提出してください。

この冊子では留学に関する情報収  
集や危機管理など留学全般につい  
て案内しています。留学制度を利用  
しない場合もしっかりと読んで  
おきましょう。



留学制度を利用しないで、学術交流協定校へ留学をする場合にも、東京海上日動の海外旅行保険に加入することを義務づけています（P26『なぜ「東京海上日動の海外旅行保険」に加入しなければいけないの？』参照）。

※休学による留学・短期での留学の方も参加可能です。

**出発前  
オリエンテーション**

- 出発前オリエンテーションを行います。ここでは以下について説明します。
  - ・留学の目的についてもう一度考えましょう。
  - ・入学までの手続（入学許可、費用支払、滞在先の手配など）
  - ・渡航手続（パスポート、ビザ、航空券など）
  - ・留学先国・地域・学校の情報収集
  - ・海外旅行保険の加入
  - ・東京海上日動の海外旅行保険と JCSOS など

**※なぜ「東京海上日動の海外旅行保険」に加入しなければいけないの？**

大谷大学は、留学制度を利用して留学する学生の留学期間に合わせて、「特定非営利活動法人 海外留学生安全対策協議会（JCSOS）」の危機管理の保険に加入しています。これは、大きな事件やトラブル、入院等の大学に関わる緊急事態に備えるためのものです。「JCSOS」は「東京海上日動」と連携しているため、「東京海上日動の海外旅行保険」に加入しておくことで迅速なサービスを受けられます。

そのため、東京海上日動の海外旅行保険に加入することを義務づけています。

◎ JCSOS の学生へのサポート内容

◆ INTAC :

- 海外危機管理サポートデスク
- 各種トラブルに関する相談ができます。
- ・ 24 時間 365 日対応
  - ・ 日本語対応
  - ・ 緊急時の大学、家族との連絡代行
  - ・ 各種トラブルに関する相談
  - ・ クレジットカード・パスポートなどの盗難・紛失時のサポート
  - ・ ホテル情報の提供
  - ・ テロなどの政情変化・自然災害時救援サービス（別途費用負担要）

◆ TMS :

- 海外健康電話相談サービス
- 風邪や腹痛をはじめメンタル面を含め、健康について相談ができます。現地の病院についても紹介してもらえます。
- ・ 24 時間 365 日対応
  - ・ 日本語対応
  - ・ 健康医療電話相談（メンタルケア含む）
- 専門医との電話相談サービスは事前予約制

- 留学制度以外で留学する学生のうち JCSOC への加入を希望する方は、詳細を GLOBAL SQUARE へ問い合わせてください。
- 東京海上日動の海外旅行保険への加入、書類提出、費用の支払いなどの手続きが必要です。

**渡航手続**

- パスポートの申請（P34『旅券（パスポート）の申請』参照）
- 留学査証（ビザ）の申請（P35～37『留学査証（ビザ）の申請』参照）
- 航空チケットの購入（必ずビザ受給後に購入してください。）
  - ・ 所要時間、乗り換え、費用などを比較して購入しましょう。
  - ・ 空港出迎えがある場合は、出迎えの日時に合わせて選びましょう。
  - ・ 空港出迎えがない場合には、昼間に現地へ到着する航空便を選びましょう。

現地に到着する時間が夜になると、事故や盗難などのトラブルに巻き込まれる可能性が高くなります。特に、自分ひとりで宿泊先まで行く場合はなおさらです。できる限りトラブルに巻き込まれないよう、明るい時間帯に到着する航空便を選びましょう。

- ・ 空港から滞在先までの交通手段について調べておきましょう。
- 東京海上日動の海外旅行保険への加入申込・支払

**渡航準備**

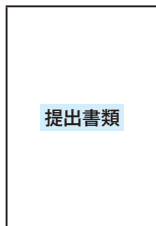
- 予防接種を受ける
  - 留学先国や地域で発生もしくは流行している感染症から身を守るため、出発前に予防接種を受けましょう。（P31～33『危機管理』参照）
- 留学先の状況（生活情報や安全面）を確認（P31～33『危機管理』参照）
- 必要な荷物の準備（常備薬、日用品、衣類、筆記用具など）
- 生活費の準備（銀行開設、外貨購入、海外送金、クレジットカードなど）



※休学による留学・短期での留学の方も参加可能です。

- 出発直前オリエンテーションを行います。ここでは以下について説明します。
  - ・出発までに必要な渡航手続・渡航準備の最終確認
  - ・留学先の状況(安全面や生活情報)を確認
  - ・出発までに必要な学内手続
  - ・入国の際の注意点や留学中の危機管理(P31～33『危機管理』参照)
  - ・留学中の学内手続
  - ・帰国後の学内手続

## 2週間前までに

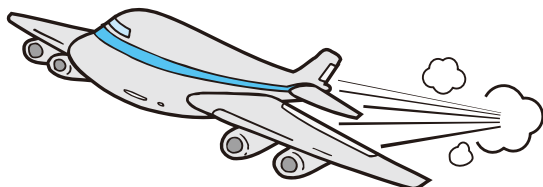


●以下の書類を出発2週間前までに必ず提出してください。

- ・パスポートのコピー
- ・ビザのコピー
- ・航空券(Eチケット控え)のコピー
- ・海外旅行傷害保険契約書のコピー
- ・出発前アンケート(様式6):学術交流協定校以外への留学のみ
- ・渡航方法連絡票(様式7)
- ・滞在先連絡票(様式8)(留学中に使用する携帯電話、メールアドレスなど)

※GLOBAL SQUARE からJCSOS 関係書類を受け取ってください。

## 留学出発!!





## 現地到着後すぐに

### 到着連絡

- 日本のご家族に無事到着したことを連絡してください。
- GLOBAL SQUARE に以下について分かり次第連絡してください。
  - ・到着連絡
  - ・滞在先住所
  - ・日本と連絡がとれる電話番号（携帯電話など）

### 在留届提出 外国人登録

- 3ヵ月以上留学する場合は、在外公館（日本大使館または総領事館）に「在留届」を提出してください。（P31～33「危機管理」参照）
- 外国人が長期滞在する場合、「外国人登録」を義務付けている国があります。  
※「在留届」は日本への手続、「外国人登録」は留学先の国への手続です。

## 留学生活開始

### 提出書類

- 滞在先を変更したり、一時帰国や旅行などで長期に滞在先を離れる場合は、必ず GLOBAL SQUARE に報告し、以下の書類を提出してください。
  - ・渡航方法連絡票（様式 7）
  - ・滞在先連絡票（様式 8）

### 留学期間中の 各種手続

- 留学期間中の報告事項
  - ・指導教員や GLOBAL SQUARE との連絡が常にとれるようにしてください。
  - ・当初の留学の目的からはずれた行動はしないよう自己管理を徹底してください。
  - ・特別な理由により留学に変更が生じる場合は、すぐに GLOBAL SQUARE へ連絡し許可を得てください。
- 留学期間中の大学の学費納入  
留学期間中の大学の学費は、全額納入しなければなりません。これは、留学期間を在籍として扱い、修業年数に算入することや単位を認定すること等の理由からです。所定の期日までに保証人等を通じて納入してください。
- 留学生助成金  
留学生助成金受給決定者には、留学生助成金申請書の口座（本人口座に限る）に、前期は 5 月上旬～中旬、後期は 10 月上旬～中旬に留学生助成金を振り込みます（P20～21「留学生助成金」参照）。

### 留学延長

- 文学部の学生で 6 ヵ月の留学の場合のみ、期日内（留学終了の 3 ヵ月前まで）に以下の書類をそろえて留学期間延長の申請をすれば許可される場合があります。ただし、留学通算期間 1 年間を限度とします。
  - ・留学延長願
  - ・誓約書
  - ・保証人同意書
  - ・留学延長にかかる指導教員同意書・推薦書
  - ・留学生助成金申請書〔該当者のみ〕
  - ・その他
- ※ 留学期間の延長が認められた場合、留学先大学の留学期間延長申請、留学審査（ビザ）の延長、東京海上日動の海外旅行保険の延長等が必要ですよ。

## 6ヵ月経過したら



提出書類

- 留学期間が1年の学生は、6ヵ月経過時に速やかに履修状況報告書(様式9)を提出してください。

## 帰国日が決まったら



提出書類

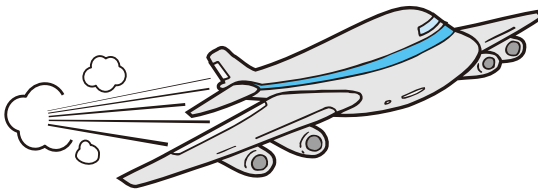
- GLOBAL SQUARE に日程及び帰国便の詳細を渡航方法連絡票(様式7)により知らせてください。

## 帰国日するまでに

留学先大学の  
書類発行

- 帰国後の単位認定のために必要な以下の書類等を留学先大学から受け取ってください。いったん帰国してしまうと発行してもらえない場合があります。
  - 留学先大学発行の成績証明書・修了証明書 等
  - 留学先大学発行の学年暦
  - 時間割表(授業時間・休み時間などが分かるもの)
  - 授業内容・受講時間数・単位数等が明記された書類
- ※ 日本語以外の言語で発行された場合は、和訳を各自作成する必要があります。また、留学先大学によっては発行されない書類があります。帰国までに相談して下さい。

## 日本へ帰国!!







## 帰国後すぐに



帰国報告

●日本到着後、電話等により当日または翌日に帰国の報告をしてください。

提出書類

●留学終了届（様式 10 1/7 ページ）を提出してください。

## 帰国後2週間以内に



提出書類

●帰国日から2週間以内に、以下の書類を提出してください。

- ・留学終了届（様式 10 2/7～7/7 ページ）
- ・パスポートのコピー（出入国スタンプが押されたページ）
- ・留学先大学等発行の成績証明書・修了証明書等
- ・留学先大学発行の学年暦
- ・時間割表（授業時間・休み時間などが分かるもの）
- ・授業内容・受講時間数・単位数等が明記された書類
- ・日本語以外の言語で発行された書類の和訳

## 帰国後1ヵ月



単位取得申請  
単位認定

●提出書類の修正および提出を完了する締切日です。

●修得単位の認定について  
留学中に海外の大学等で修得した単位は、本学学則及び履修規程に定める基準により、本学の卒業所要単位の一部として認定することができます。認定可能な単位の上限は「履修規程」を参照してください。認定を希望する学生は、留学終了届を提出する際に願い出る必要があります。単位の認定は審査のうえ決定します。なお、単位認定の時期は、学内審査の関係上、留学を終了する学期の次学期の聴講登録後となりますので、聴講登録の際は十分注意してください。（ただし、留学終了後に休学をした場合は、復学後となります。）詳細は教務課へ問い合わせてください。

\*\*\*\*\*

語学検定の受験  
語学学習

●自分の実力がどれくらい伸びたか、ぜひ受験して確認してみてください。

●GLOBAL SQUARE を利用して語学学習を継続して行いましょう。

- ・外国語勉強会（2014 年度開講：英語・中国語・仏語・独語・サンスクリット）
- ・留学生アシスタント（外国語でのコミュニケーション練習など）

GLOBAL SQUARE では、他にも留学や語学学習のために様々なサポートを行っています。詳細は P1～3 [GLOBAL SQUARE] を参照してください。

●自分の留学経験を後輩に伝えてください。

GLOBAL SQUARE では、留学を経験したみなさんに留学説明会やコーヒーアワーなどのイベントに参加してもらい、みなさんの次に留学を目指す学生へ留学経験を話してもらっています。みなさんもぜひご協力ください。

# 6. 危機管理

## ～自分の身は自分で守る～

近年、地震等の自然災害、麻疹等の感染症、テロや内乱、銃撃事件等による治安の悪化や交通事故など、海外で不測の事態に巻き込まれる危険が増大しています。

万一、留学中にこのような事態にみまわれた場合、身の安全を守ることができるのか大変危惧される国際情勢です。

留学を考えている学生は、このような国際情勢であることを再認識し、保証人とよく相談して留学を決定してください。また、留学にあたっては、「自分の身は自分で守る」という意識をもって、不測の事態に巻き込まれた場合の対応策を確認し、状況に応じた安全対策がとれるように心がけてください。

### 1. 留学出発前に

#### (1) 留学先国・地域の渡航情報を確認しましょう。

外務省のホームページでは、国・地域別で最新の渡航情報を案内しています。情報は随時更新されますので、留学先国・地域の最新情報をこまめにチェックしてください。また、これらの情報とともに、在外公館（日本大使館または総領事館）のホームページや新聞・テレビの情報もみて、十分な安全対策を心がけてください。

【外務省海外安全ホームページ】 <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省海外安全ホームページは次のような情報を案内しています。

#### ①危険情報

渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、最新の現地治安情勢を次の4段階で提供しています。

危険情報	安全対策
「十分注意してください。」	当該国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意であることを示し、危険を避けるようすすめるもの。 留学を考えている学生は留学先の変更などを考えてください。
「渡航の是非を検討してください。」	当該国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣におこない、渡航するときは十分な安全措置を講じるようすすめるもの。 留学が決まっている場合でも中止や出発延期を教えてください。
「渡航の延期をおすすめします。」	当該国・地域への渡航については、どのような目的であれ延期するようすすめ、現地に滞在している日本人には退避の可能性の検討や準備を促すもの。 留学が決まっている場合でも中止や出発延期を教えてください。
「非難を勧告します。渡航は延期してください。」	現地に滞在しているすべての日本人に対して、当該国・地域から安全な国・地域への退避や日本への帰国を勧告するもの。 留学が決まっている場合でも出発はできません。留学の中止を検討してください。また留学中の学生はいつでも帰国できるよう準備し、すみやかに帰国してください。

#### ②スポット情報

限定された期間・場所・事項について速報的に出される情報を提供

#### ③安全対策基礎データ

防犯・トラブル回避の観点から役立つ基礎的情報。現地での犯罪発生状況、防犯対策、査証・出入国検査、風俗・習慣、健康など滞在に必要な留意事項を提供

#### ④ 広域情報

国際テロの動向をはじめ複数の国や地域にまたがる広い範囲で注意が必要な情報を提供

#### (2) 留学先国・地域での健康管理について知りましょう。

厚生労働省検疫所のホームページでは、海外で健康に過ごすために国・地域別で流行している感染症などの情報を案内しています。

【厚生労働省検疫所（FORTH）ホームページ】 <http://www.forth.go.jp/>

#### (3) 留学先の在外公館（日本大使館または総領事館）を調べておきましょう。

在外公館（日本大使館または総領事館）は、事件や災害の際に邦人の保護を第一の任務としています。在外公館の連絡先を必ず確認しておき、留学中に何かあればすぐに在外公館へ連絡できるように携帯しておいてください。

国・地域ごとの在外公館は、外務省のホームページで確認することができます。

【外務省ホームページ（各国・地域情勢）】 <http://www.mofa.go.jp/manual/>

### 2. 現地到着後すぐに

#### (1) 在外公館（日本の大使館または総領事館）へ『在留届』を提出しましょう。

日本の法律により、外国に住所または居所を定めて3ヵ月以上滞在をする日本人は、住所または居所を管轄する在外公館（日本大使館または総領事館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。

留学先に着いたら直ちに在外公館に「在留届」を提出してください。また、「在留届」提出後、転居などで記載事項に変更があったときや帰国するときは、必ず提出した在外公館に連絡してください。なお、「在留届」はインターネット上での提出も可能です。

【インターネットによる電子届システム「ORRnet」】 <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

「在留届」を提出されていないと、在外公館はあなたがその国に住んでいることを知り得ません。そのため、大災害のときや事件、事故のとき安否確認や留守宅などへの連絡を行うことができません。

#### (2) 外国人登録をしましょう。

国によっては長期滞在する場合、外国人登録を義務付けているところもあります。登録をしなければ、日本へ強制送還される可能性もあります。事前にきちんと外国人登録の要・不要を確認しておき、必ず期日までに外国人登録などの諸手続きを済ませましょう。到着したら、早いうちに受入れ先の学校に手続きについて確認しておきましょう。

### 3. 留学中・海外滞在中には

#### ●保証人や大学と常に連絡が取れるように自分の居所をこまめに連絡しましょう。

滞在先の寮やホームステイ先はもちろんのこと、休暇中の小旅行や留学終了後の旅行などの連絡先も家族や大学に知らせてください。緊急時の安否確認が早くできます。

- ・大谷大学緊急連絡先 教育研究支援課：+81-75-411-8161（平日9時～17時）  
守衛所：+81-75-411-8136（24時間対応）
- ・GLOBAL SQUARE Email：G-square@sec.otani.ac.jp

### ●危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えましょう。

日中は安全と思われる場所でも、時間によっては危険な場合があります。犯罪が多発している場所を確認し、近づかないことが大切です。夜間の外出、特に一人や少人数での外出は極力控えるようにしましょう。

### ●テロの標的になりやすいところにはできる限り近寄らないようにしましょう。

多数の人が集まる場所では周囲の状況に十分注意をしてください。たとえば、軍事関係・政府関連施設だけでなく、大きな駅・ショッピングモール・公共施設など象徴となる施設や場所にも注意が必要です。

また、クリスマスシーズンなど祝日や記念日なども注意して行動しましょう。

### ●必要な場合は警戒・退避など適切な安全対策を講じましょう。

深刻な事態になれば留学を中止し、帰国する決断も必要です。保証人や大学と連絡がとれない状況が十分考えられます。いつ帰国すべきか、帰国に伴う危険はないかなど最新情報を集めてください。戦争や内乱等の緊急事態では日本政府のチャーター便等が運航されることもあります。在外公館で正確な情報を得てください。

### ●平常時から安全確保を心がけましょう。

GLOBAL SQUARE に安全対策ビデオやリーフレットがありますので積極的に利用してください。

- (1) 外出時だけでなく学校内、自宅でも警戒を怠らない。危険を感じたらすぐに回避したり、他人に助けを求める。
- (2) 周囲の人々の習慣や行動をよく観察し、現地の人々と同じように行動する。現地の人々の注意に耳を傾けること。
- (3) 自分自身を客観的に見る目を持つこと。狙われやすい格好やスキのある行動をしないこと。
- (3) みだりに知らない人の誘いに乗らない。自分の名前・住所・電話番号・所持金などについて話さない。自分の貴重品はきちんと管理すること。

## 7. 旅券(パスポート)の取得

旅券(パスポート)は住民登録のある各都道府県庁の旅券事務所で本人が直接申請してください。ただし、京都府内に住民登録していない場合でも、京都府内での居住地が確認できる書類(京都の住所が記載されている学生証など)を提出でき、概ね1ヵ月以上京都府内に居住している場合は、京都府で申請可能です。

なお、必ず事前に申請に必要な書類について確認をしてください。

**【旅券取得に関する URL】** <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>



## 8. 留学査証(ビザ)の取得

留学先国へ入国するにあたり、留学査証(ビザ)の要・不要や申請方法などを早めに確認する必要があります。各国の留学査証(ビザ)申請に必要な書類をまとめていますので、参考にしてください。ただし、世界情勢などにより、査証申請手続きは頻繁に更新されています。留学先国が決まったら、その国の在日大使館・総領事館のホームページなどで、随時最新情報を確認してください。

### 【参考】各国の留学査証(ビザ)情報

世界情勢などにより、査証申請手続は頻繁に変更されています。留学を計画したらインターネットなどで随時、最新情報を確認してください。

国・地域名	ビザ情報	必要書類例
アメリカ 2014.12 現在	<p>90日以上(の)大学、語学学校への留学は、学生ビザ[F-1]が必要です。</p> <p>また、90日以内であっても、フルタイム(週18時間以上)で就学する場合にも、学生ビザ[F-1]が必要です。</p> <p>ビザの申請/面接は、学校開始日の120日前から予約でき、面接予約は面接日の3カ月前から入れることができます。</p> <p>※ESTA(電子渡航認証システム)―米国に短期商用・観光目的(90日以下)で旅行するすべてのVWP(ビザ免除プログラム)渡航者は、米国行き(の)航空機や船に搭乗する前にオンラインで渡航認証を受けることが義務付けられています。(2010年9月8日より有料)</p> <p>在日米国大使館(東日本所轄)  <a href="http://japanese.japan.usembassy.gov/ja/visas.html">http://japanese.japan.usembassy.gov/ja/visas.html</a>                      米国ビザ申請(APPLY FOR A U.S. VISA)  <a href="http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html">http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/index.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券(パスポート) 現在有効なもの、過去10年間に発行されたもの</li> <li>・ビザ申請書(CEAC DS-160)の確認ページ</li> <li>・カラー証明写真(規定のものをアップロードし、面接時一枚持参)</li> <li>・申請料金の支払済証明書</li> <li>・入学許可書(I-20)</li> <li>・SEVIS費確認書(I-901)</li> <li>・財政証明</li> <li>・成績証明書(米国留学未経験の場合、最終学歴の最後3年分)</li> <li>・面接予約確認書</li> <li>・裁判記録または警察証明(該当者のみ)</li> </ul> <p>※英語以外の書類には翻訳が必要です。</p>
イギリス 2014.12 現在	<p>① Student visitor―6ヵ月未満のコースに通う場合 英国到着時に入国審査官に各種証明書類を提出して申請します。</p> <p>② Extended student visitor―語学留学生に限り11ヵ月までの滞在が認められます。英語コース以外のコースはTier4にて申請が必要です。渡英前にビザを申請する必要があります。</p> <p>③ Tier4 General student―6ヵ月以上のコースに通う場合英語能力の証明が必要です。 日本国籍を持ち、Highly Trusted Statusを持つ学校に留学し、③のGeneral student visaを申請する場合申請時に滞在費及び資格に関する証明書類の提出が免除されます。しかし、後に要請があれば適切な書類の提出が必要です。</p> <p>※スポンサーライセンス取得済みの学校発行のCASが必須です。</p> <p>※申請受付はオンライン完全予約制です。 (ビザセンターで指紋採取と写真撮影があるため。)</p> <p>英国ビザ申請センター (VFS.GLOBAL)  <a href="http://www.vfs-uk-jp.com/japanese/applicationcentre.html">http://www.vfs-uk-jp.com/japanese/applicationcentre.html</a>                      UK Border Agency  <a href="http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/countries/japan/?langname=Japanese">http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/countries/japan/?langname=Japanese</a></p>	<p><b>Tier4に必要な書類例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券(パスポート) 現在有効なもの、過去に発行されたもの</li> <li>・オンラインビザ申請書 <a href="https://www.visa4uk.fco.gov.uk">https://www.visa4uk.fco.gov.uk</a></li> <li>・証明写真(規定のもの)</li> <li>・申請料金 (Visa Masterでのオンライン支払いに変更)</li> <li>・入学許可証 (CAS=Confirmation of Acceptance for Study)</li> <li>・英語レベルの証明書(IELTS) 【レベル】 ・語学コースに留学する場合: CEFR B1以上(IELTS4.0以上目安) ・学位レベル以上のコースに留学する場合: B2以上(IELTS5.5以上目安)</li> </ul> <p>※申請書類は、すべて原本とコピーが必要です。 ※すべての申請に於いて英語以外のすべての書類には翻訳証明付き英訳が必要です。 ※申請基準が度々変更になっているので最新情報を確認して下さい。</p>

国・地域名	ビザ情報	必要書類例
<p>オーストラリア</p> <p>2014.12 現在</p>	<p>3か月以上の大学、語学学校への留学は、学生ビザの取得が必要です。(コース開始日の4カ月前(124日前)を切ってから申請可能)</p> <p>※発給対象は、政府登録校(CRICOS)での就学のみです。その際、一部を除き6歳以上の日本国籍の方は、すべてeVisa申請と呼ばれるインターネットでの申請です。</p> <p>※インターネット上での申請は、すべて英語で操作が必要です。</p> <p>※ETA(電子入国認可システム)</p> <p>3か月以内の短期観光及び商用を目的として入国する場合コンピュータ手続により取得する必要があります。有料</p> <p>在日オーストラリア大使館ビザ査証課 http://www.australia.or.jp/visa/ ETA申請ウェブサイト http://www.eta.immi.gov.au</p>	<p>必要書類例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・クレジットカード(申請料金決済のため)</li> <li>・入学許可書 (CoE=Confirmation of Enrolment)</li> <li>・健康診断書(Form26EH, Form160EH) 大使館指定病院で受診</li> </ul> <p>※海外留学生健康保険(OSHC)に加入しなければなりません。学校申込時に加入手続きをします。</p>
<p>カナダ</p> <p>2014.12 現在</p>	<p>6か月を超える大学、語学学校への留学は就学許可証(Study Permit)の取得が必要です。6か月以内の留学でも6か月を超えるコースを受講する場合は必要です。許可が下りると、就学許可証発給の通知書が届きます。</p> <p>就学許可証は入国時に入国審査官に通知書を渡し、二次審査を経て発給されます。</p> <p>※ケベック州に留学する場合：CAQと呼ばれるケベック州政府のイミグレーションの許可が必要になります。</p> <p>※書面による申請は、在フィリピンカナダ大使館への申請書類の送付、申請料の支払いが必要です。</p> <p>2013年8月6日より、VFSグローバルが運営する東京のビザアプリケーションセンター(VAC)で申請書の受付ができるようになりました。</p> <p>オンラインでの申請は、在フィリピンカナダ大使館を介する必要はありません。</p> <p>在日カナダ大使館 http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/index.aspx?lang=jpn 在フィリピンカナダ大使館 http://www.canadainternational.gc.ca/philippines/visas/index.aspx?lang=eng カナダ市民権・移民局(CIC) http://www.cic.gc.ca/english/study/index.asp</p>	<p>オンライン申請時に必要な書類例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券(パスポート) 顔写真のあるページとカナダ入国歴がある人は入国スタンプのあるページ</li> <li>・証明写真(規定のもの)</li> <li>・入学許可書(Letter of acceptance)</li> <li>・財政証明</li> <li>・クレジットカード (VISA/MasterCard/American Express)</li> <li>・学歴・職歴の書かれた簡単なレジュメ</li> </ul> <p>※以上の書類をスキャンしてアップロードする。</p> <p>※提出書類が英語または仏語ではない場合はいずれかの翻訳添付が必要</p> <p>※健康診断が必要な方、16歳未満の方、同行家族がいる方、日本の永住権を持つ韓国人・中国人の方などはオンライン申請不可。郵送にて申請手続きをする。(必要書類が異なってきます)</p>
<p>中国</p> <p>2014.12 現在</p>	<p>①留学査証(X)―半年以上留学する場合 ②訪問査証(F)―16日以上半年未満の短期留学で訪問する場合</p> <p>留学査証と訪問査証での提出書類は異なるので、大使館に問い合わせてください。</p> <p>外国人体格検査は国・公立病院及び在大阪中国総領事館が認めた健康診断機関で受診する必要があります。</p> <p>※Xビザで入国した場合、必ず入国日より30日以内に公安局で居留証の発行を受ける必要があります。</p> <p>中華人民共和国駐大阪総領事館 http://osaka.china-consulate.org/jpn/</p>	<p>留学査証(X)の提出書類例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・査証申請表</li> <li>・証明写真(規定のもの)</li> <li>・申請料金</li> <li>・入学通知書</li> <li>・「JW201表」または「JW202表」(招聘状)</li> <li>・外国人体格検査記録</li> </ul> <p>※添付書類は、すべて原本とコピーが必要です。</p>



国・地域名	ビザ情報	必要書類例
<p>大韓民国 2014.12 現在</p>	<p>①一般研修（D-4）—90日以上の大学校付属語学コース（語学堂）に語学留学する場合や、大学間学術交流協定での交換留学の場合 ②留学（D-2）—大学の正規課程に留学の場合</p> <p>※自分の取得すべきビザは、大使館に問い合わせてください。 ※入国後、外国人登録を行う必要があります。</p> <p>在大阪大韓民国総領事館 TEL06-6213-1401/5 <a href="http://jpn-osaka.mofat.go.kr/worldlanguage/asia/osa/visa/issuance/index.jsp">http://jpn-osaka.mofat.go.kr/worldlanguage/asia/osa/visa/issuance/index.jsp</a></p>	<p><b>D-2ビザに必要な書類例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・ビザ発給申請書</li> <li>・証明写真（規定のもの）</li> <li>・入学許可書</li> <li>・財政証明書</li> <li>・在学証明書</li> <li>・交換留学協定文の写し</li> </ul>
<p>フランス 2014.12 現在</p>	<p>3ヵ月以上留学する場合は長期学生ビザの申請が必要です。 ※2010年1月より、オンライン応募申請手続きのシステムが開始されましたので、フランス政府留学局（Campus France）を通して手続きが行われます。よって、従来可能であった旅行代理店での代理申請は出来なくなりました。</p> <p><b>【新しいシステムでの予約の流れ】</b> (1) Campus Franceのサイト上でアカウントを作成し、教育機関へのオンライン応募フォームとビザ申請の準備をする。 (2) 応募書類のコピーを交付し、手続き料金の支払い後、面接の予約。 (3) 面接で書類の確認や、効果的な留学計画であるかの話し合いをする。 (4) 領事館にてビザの申請手続きを行う。</p> <p>※詳細については、Campus FranceのHPを確認してください。 ※入国後3ヵ月以内に住居証明の提出や、健康診断の受診などを行うこと。</p> <p>在日フランス大使館 <a href="http://www.ambafrance-jp.org/">http://www.ambafrance-jp.org/</a> フランス政府留学局（Campus France） <a href="http://www.japon.campusfrance.org/ja">http://www.japon.campusfrance.org/ja</a></p>	<p><b>1. 領事館に提出する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）+ 証明写真のページのコピー</li> <li>・長期査証（ビザ）申請書</li> <li>・証明写真（規定のもの）</li> <li>・ビザの申請料金（支払いは現金・日本円のみ）</li> <li>・教育機関からの仮登録または登録証明書</li> <li>・経済証明（最低月額615ユーロは必要、フランスで引き出せる口座のもの）</li> <li>・移民局（OFII）提出用フォーム</li> </ul> <p><b>2. 面接のための提出書類（いずれもコピー）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した学位証明書（高等学校や最終学歴の卒業証明書）</li> <li>・教育機関から発行された仮登録証明書</li> <li>・フランス語学力を証明する書類</li> <li>・成績証明書（大学などの高等教育機関への応募申請の場合）</li> <li>・戸籍謄本または抄本（事前送付は不要、面接時に持参する）</li> </ul> <p>※添付書類は、すべて原本とコピーが必要です。原本が日本語の書類については、フランス大使館指定の翻訳業者にフランス語に翻訳してもらう必要があります。</p>
<p>ドイツ 2014.12 現在</p>	<p>渡航前に日本で査証（ビザ）を申請する必要はありません。3ヵ月を超えて滞る場合に必要なが滞在許可証（ビザ）は、入国後、居住地を管轄する外人局（Ausländeramt）で申請できます。</p> <p>※入国後1週間（都市によっては2週間）以内に居住地を管轄する住民登録局（Einwohnermeldeamt）に住民届（Anmeldung）をする必要があります。</p> <p>ドイツ連邦共和国大使館・総領事館 <a href="http://www.osaka-kobe.diplo.de/Vertretung/osaka/ja/Startseite.html">http://www.osaka-kobe.diplo.de/Vertretung/osaka/ja/Startseite.html</a></p>	<p><b>長期滞在ビザの必要書類例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）*</li> <li>・査証（ビザ）申請書</li> <li>・証明写真（規定のもの）</li> <li>・申請料金</li> <li>・入学許可書*</li> <li>・滞在費を自弁できる経済的能力の証明*</li> <li>・ドイツで有効な疾病保険</li> <li>・住民登録証明書（入国後に住民登録局に届け出たもの）</li> </ul> <p>※*印については、原本とコピーが必要です。</p>



# 9. 留学規程

## 大谷大学留学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大谷大学学則第44条の2に基づき、大谷大学（大学院を除く。以下「本学」という。）の教育課程の一環として、休学することなく、外国の大学又は短期大学等に留学する場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程にいう留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学術交流協定を締結した外国の大学又は短期大学等（以下「学術交流協定校」という。）への留学
- (2) 本学との申合せ等に基づく、学術交流協定校と同等の交流関係にある外国の大学又は短期大学等（以下「学術交流準協定校」という。）への留学
- (3) 学術交流協定校及び学術交流準協定校（以下「学術交流協定校等」という。）以外の外国の大学又は短期大学等への留学

2 前項第2号の学術交流準協定校の認定及び学術交流準協定校との申合せ等については、学術交流委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(留学の対象大学又は短期大学等)

第3条 この規程にいう外国の大学又は短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関又はこれに相当する教育機関をいう。

(区分)

第4条 第2条第1項第1号又は第2号の規定による留学は、「協定留学」といい、同項第3号の規定による留学は、「一般留学」という。

(留学期間)

第5条 留学期間は、次のとおりとする。

- (1) 本学の前期又は後期の1学期
  - (2) 本学の前期及び後期若しくは後期及び前期の2学期
- 2 前項第1号の留学期間は6カ月、前項第2号の留学は1年と取り扱う。
  - 3 第1項第1号の留学で、教育上特に必要と認められる場合は、留学期間の延長を許可することがある。ただし、留学期間は通算して1年とする。
  - 4 前項の留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了の3カ月前までに、留学期間延長願を学長に提出しなければならない。
  - 5 留学期間の延長は、委員会に諮り教授会の議を経て、学長が許可する。

### （出願資格）

第6条 留学を希望する者は、次のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学している者
  - (2) 1年につき卒業所要の30単位以上を修得している者
  - (3) 保証人の同意が得られる者
  - (4) 指導教員の同意が得られる者
  - (5) 留学先の大学又は短期大学等において正規課程の授業科目を履修する場合は、留学の目的が支障なく達成されるための十分な外国語能力を有する者
- 2 前項第1号及び第2号については、編入学生には適用しない。
- 3 前2項にかかわらず、「大谷大学文学部第3学年外国人留学生推薦編入学試験制度」により、第3学年に受け入れた外国人留学生については、留学の出願資格を有しない。
- 4 第1項第4号については、「指導教員の同意書・推薦書」により確認を行う。

### （出願手続）

第7条 留学を希望する者は、次の書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学願
- (2) 誓約書
- (3) 成績証明書
- (4) 保証人の同意書
- (5) 受入機関の入学又は受講の許可証
- (6) その他本学が必要と認める書類

### （審査）

第8条 出願された留学希望者の審査は、委員会が行う。

- 2 前項の審査基準は、別に定める。

### （許可）

第9条 学長は、委員会に諮り教授会の議を経て、留学を許可する。

- 2 学長は、留学を許可した学生（以下「留学生」という。）のうち、学術交流協定校等に協定留学する者については、当該留学生を学術交流協定校等に推薦する。

### （修業年数への算入）

第10条 前条の適用を受けて留学する学生の留学中の学籍上の取扱いは、「留学」とし、本学の修業年数に算入する。ただし、本人の理由により第5条第3項の通算留学期間を超える場合には、その期間については本学修業年数に算入しない。

### （留学生の登録及び履修）

第11条 留学生の本学における履修登録及び履修の取扱いは、別に定める。

### （学費）

第12条 留学期間中における本学の学費は、全額納入しなければならない。

(助成金)

第 13 条 留学生に助成金を支給することができる。

2 助成金の取扱いについては、「大谷大学留学生助成金細則」に定める。

(留学の取消し及び期間短縮)

第 14 条 学長は、留学生が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会に諮り教授会の議を経て、留学の取消し又は留学の期間短縮を決定する。

(1) 留学に必要な査証が発給されない場合

(2) 留学生より留学辞退又は留学の期間短縮の申し出がある場合

(3) 病気その他のやむを得ない理由により留学又は留学の継続が困難であると判断された場合

(4) 留学先における学業成績不良で、成業の見込みがない場合

(5) 当該規程に定める義務を怠った場合

(6) その他本学学生としての本分に反した場合

2 協定留学の場合は、学術交流協定校等と協議のうえ、委員会に諮るものとする。

3 留学の取消し又は留学期間が短縮になった者の本学における履修等については、その都度決定する。

(履修状況の報告)

第 15 条 留学期間が 6 カ月を超える留学生は、留学開始から 6 カ月経過時に本学所定の履修状況報告書を学長に提出しなければならない。

(留学終了届等の提出)

第 16 条 留学生は、本学所定の留学終了届に、外国での成績が明記されている証明書等を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱い)

第 17 条 留学期間中に修得した授業科目の単位は、本学学則第 26 条の 4 及び本学文学部履修規程第 19 条の 2 の規定により、本学で修得した授業科目の単位として認定することができる。

2 単位の認定は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(所管)

第 18 条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、委員会に諮り教授会の議を経て、学長が決定する。

# 大谷大学短期大学部留学規程

## （趣旨）

第1条 この規程は、大谷大学短期大学部学則第41条の2に基づき、大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育課程の一環として、休学することなく、外国の短期大学又は大学等に留学する場合に必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程にいう留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学術交流協定を締結した外国の短期大学又は大学等（以下「学術交流協定校」という。）への留学
  - (2) 本学との申合せ等に基づく、学術交流協定校と同等の交流関係にある外国の短期大学又は大学等（以下「学術交流準協定校」という。）への留学
  - (3) 学術交流協定校及び学術交流準協定校（以下「学術交流協定校等」という。）以外の外国の短期大学又は大学等への留学
- 2 前項第2号の学術交流準協定校の認定及び学術交流準協定校との申合せ等については、学術交流委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

## （留学の対象短期大学又は大学等）

第3条 この規程にいう外国の短期大学又は大学等とは、外国における正規の高等教育機関又はこれに相当する教育機関をいう。

## （区分）

第4条 第2条第1項第1号又は第2号の規定による留学は、「協定留学」といい、同項第3号の規定による留学は、「一般留学」という。

## （留学期間）

第5条 留学期間は、本学の前期又は後期の1学期とし、これを6カ月と取り扱う。

## （出願資格）

第6条 留学を希望する者は、次のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 本学に6カ月以上在学している者
  - (2) 6カ月につき卒業所要の15単位以上を修得している者
  - (3) 保証人の同意が得られる者
  - (4) 指導教員の同意が得られる者
  - (5) 留学先の大学又は短期大学等において正規課程の授業科目を履修する場合は、留学の目的が支障なく達成されるための十分な外国語能力を有する者
- 2 前項第4号については、「指導教員の同意書・推薦書」により確認を行う。

(出願手続)

第7条 留学を希望する者は、次の書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学願
- (2) 誓約書
- (3) 成績証明書
- (4) 保証人の同意書
- (5) 受入機関の入学又は受講の許可証
- (6) その他本学が必要と認める書類

(審査)

第8条 出願された留学希望者の審査は、委員会が行う。

2 前項の審査基準は、別に定める。

(許可)

第9条 学長は、委員会に諮り教授会の議を経て、留学を許可する。

2 学長は、留学を許可した学生（以下「留学生」という。）のうち、学術交流協定校等に協定留学する者については、当該留学生を学術交流協定校等に推薦する。

(修業年数への算入)

第10条 前条の適用を受けて留学する学生の留学中の学籍上の取扱いは、「留学」とし、本学の修業年数に算入する。ただし、本人の理由により第5条の留学期間を超える場合には、その期間については本学修業年数に算入しない。

(留学生の登録及び履修)

第11条 留学生の本学における履修登録及び履修の取扱いは、別に定める。

(学費)

第12条 留学期間中における本学の学費は、全額納入しなければならない。

(助成金)

第13条 留学生に助成金を支給することができる。

2 助成金の取扱いについては、「大谷大学短期大学部留学生助成金細則」に定める。

(留学の取消し及び期間短縮)

第14条 学長は、留学生が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会に諮り教授会の議を経て、留学の取消し又は留学の期間短縮を決定する。

- (1) 留学に必要な査証が発給されない場合
  - (2) 留学生より留学辞退又は留学の期間短縮の申し出がある場合
  - (3) 病気その他のやむを得ない理由により留学又は留学の継続が困難であると判断された場合
  - (4) 留学先における学業成績不良で、成業の見込みがない場合
  - (5) 当該規程に定める義務を怠った場合
  - (6) その他本学学生としての本分に反した場合
- 2 協定留学の場合は、学術交流協定校等と協議のうえ、委員会に諮るものとする。
- 3 留学の取消し又は留学期間が短縮になった者の本学における履修等については、その都度決定する。

(留学終了届等の提出)

第15条 留学生は、本学所定の留学終了届に、外国での成績が明記されている証明書等を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱い)

- 第16条 留学期間中に修得した授業科目の単位は、本学学則第17条の4及び本学履修規程第15条の2の規定により、本学で修得した授業科目の単位として認定することができる。
- 2 単位の認定は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(所管)

第17条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、委員会に諮り教授会の議を経て、学長が決定する。

# 大谷大学大学院留学規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、大谷大学大学院学則第36条の2に基づき、大谷大学大学院（以下「本学」という。）の教育課程の一環として、休学することなく、外国の大学院等に留学する場合の必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程にいう留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 大谷大学と学術交流協定を締結した外国の大学院等（以下「学術交流協定校」という。）への留学
  - (2) 大谷大学との申合せ等に基づく、学術交流協定校と同等の交流関係にある外国の大学院等（以下「学術交流準協定校」という。）への留学
  - (3) 学術交流協定校及び学術交流準協定校（以下「学術交流協定校等」という。）以外の外国の大学院等への留学
- 2 前項第2号の学術交流準協定校の認定及び学術交流準協定校との申合せ等については、学術交流委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

## (留学の対象大学院等)

第3条 この規程にいう外国の大学院等とは、外国における正規の高等教育機関又はこれに相当する教育機関をいう。

## (区分)

第4条 第2条第1項第1号又は第2号の規定による留学は、「協定留学」といい、同項第3号の規定による留学は、「一般留学」という。

## (留学期間)

第5条 留学期間は、本学の前期及び後期若しくは後期及び前期の2学期とし、これを1年と取り扱う。

## (出願資格)

第6条 留学を希望する者は、次のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 保証人の同意が得られる者
  - (2) 指導教員の同意が得られる者
  - (3) 留学の目的が支障なく達成されるための十分な外国語能力を有する者
- 2 前項第2号については、「指導教員の同意書・推薦書」により確認を行う。

### （出願手続）

第7条 留学を希望する者は、次の書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 留学願
- (2) 誓約書
- (3) 成績証明書
- (4) 保証人の同意書
- (5) 受入機関の入学又は受講の許可証
- (6) その他本学が必要と認める書類

### （審査）

第8条 出願された留学希望者の審査は、委員会が行う。

2 前項の審査基準は、別に定める。

### （許可）

第9条 学長は、委員会に諮り大学院委員会の議を経て、留学を許可する。

2 学長は、留学を許可した学生（以下「留学生」という。）のうち、学術交流協定校等に協定留学する者については、当該留学生を学術交流協定校等に推薦する。

### （修業年数への算入）

第10条 前条の適用を受けて留学する学生の留学中の学籍上の取扱いは、「留学」とし、本学の修業年数に算入する。ただし、本人の理由により第5条の留学期間を超える場合には、その期間については本学修業年数に算入しない。

### （留学生の登録及び履修）

第11条 留学生の本学における履修登録及び履修の取扱いは、別に定める。

### （学費）

第12条 留学期間中における本学の学費は、全額納入しなければならない。

### （助成金）

第13条 留学生に助成金を支給することができる。

2 助成金の取扱いについては、「大谷大学大学院留学生助成金細則」に定める。



(留学の取消し及び期間短縮)

第 14 条 学長は、留学生が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会に諮り大学院委員会の議を経て、留学の取消し又は留学の期間短縮を決定する。

- (1) 留学に必要な査証が発給されない場合
- (2) 留学生より留学辞退又は留学の期間短縮の申し出がある場合
- (3) 病気その他のやむを得ない理由により留学又は留学の継続が困難であると判断された場合
- (4) 留学先における学業成績不良で、成業の見込みがない場合
- (5) 当該規程に定める義務を怠った場合
- (6) その他本学学生としての本分に反した場合

2 協定留学の場合は、学術交流協定校等と協議のうえ、委員会に諮るものとする。

3 留学の取消し又は留学期間が短縮になった者の本学における履修等については、その都度決定する。

(履修状況の報告)

第 15 条 留学生は、留学開始から 6 カ月経過時に本学所定の履修状況報告書を学長に提出しなければならない。

(留学終了届等の提出)

第 16 条 留学生は、本学所定の留学終了届に、外国での成績が明記されている証明書等を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(修得単位の取扱い)

第 17 条 留学期間中に修得した授業科目の単位は、本学学則第 11 条の 3 及び本学履修規程第 11 条の 2 の規定により、本学で修得した授業科目の単位として認定することができる。

2 単位の認定は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

(所管)

第 18 条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、委員会に諮り大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

# 10. 付録／提出書類チェックシート

：学生向け情報システムの「留学の手引」に様式のある書類です。

様式のある提出書類は、各自で印刷して使用してください。

\* ボールペン等（鉛筆は不可）で正確に記入すること。

チェック欄	提出書式	備 考	提出先
<b>●留学を願い出るときは・・・</b>			
	留学願(様式1)		GLOBAL SQUARE
	誓約書(様式2)	熟読したうえで押印後提出	
	保証人同意書(様式3)	保証人が記入。本人印と保証人の印は別の印鑑で押印。	
	留学生助成金申請書(様式5)	協定留学(交換留学)の場合を除いて、申請者のみ提出提出時に通帳提示(本人口座に限る)のこと。	
	成績証明書	自動発行機で発行	
	受入れ機関の入学又は受講の許可証	留学先大学などが発行	
	留学先大学の案内	一般留学の場合提出 大学および語学プログラムの概要 (場所・プログラムの内容・期間・費用・宿泊など)	
<b>●留学が許可されたら・・・</b>			
	留学許可書	本学が発行する留学の許可書 学生支援課から受け取ってください。	GLOBAL SQUARE
	パスポートのコピー	パスポートの顔写真ページ	
	ビザのコピー	パスポートのビザ添付ページなど	
	航空券のコピー	手配旅行会社の詳細を添付すること。	
	海外旅行傷害保険契約書のコピー	東京海上日動の海外傷害保険契約書のコピー	
	出発前アンケート(様式6)	一般留学の場合提出	
	渡航方法連絡票(様式7)		
	滞在先連絡票(様式8)		
	JCSOS案内書 海外危機管理サポートデスクカード 海外健康電話相談サービスカード	GLOBAL SQUAREから受け取ってください。	
<b>●留学期間中には・・・</b>			
	在留届	海外で3か月以上滞在する場合は、留学先に到着後、速やかに所轄の日本大使館・総領事館へ届けること。提出後にGLOBAL SQUAREへ連絡すること。	GLOBAL SQUARE
	外国人登録等	留学先国によって異なるので、所轄の出入国管理局に問い合わせること。	
	渡航方法連絡票(様式7)	以下の場合、速やかに提出 ①一時帰国する場合 ②帰国日が決まった場合	
	滞在先連絡票(様式8)	以下の場合、速やかに提出 ①滞在先を変更する場合 ②留学中に長期間、滞在先を離れる場合	
	履修状況報告書(様式9)	留学期間が1年の学生のみ留学期間6ヵ月経過時に提出	
<b>●帰国後は・・・</b>			
	帰国報告(電話など)	日本に帰国した当日か翌日に電話で帰国連絡をすること。 (GLOBAL SQUARE: 075-411-8161)	GLOBAL SQUARE
	留学終了届(様式10 1/7ページ)		
	留学終了届(様式10 2/7～7/7ページ)		
	留学先大学等発行の成績証明書・修了証明書等	帰国するまでに留学先大学に発行を依頼しておきましょう。	
	時間割表		
	授業内容・受講時間数・単位数等が明記された書類		
	パスポートのコピー	出入国スタンプの押印してあるページ	

出発日の2週間前までに必ず提出すること

帰国後2週間以内に提出  
修正作業も含めて、帰国1ヵ月以内に完成・提出

A series of horizontal dashed lines, spaced evenly down the page, intended for writing a memo.

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

## GLOBAL SQUARE（響流館3階）

開室時間：月～金曜日 10：30～18：30  
ホームページ：<http://www.otani.ac.jp/22>

